

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

○

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

阿部俊作君の質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） おはようございます。無党派日本共産党の阿部俊作でございます。議長のお許しが出ましたので、早速一般質問に入らせていただきます。

私は5項目ございます。まず初めに公営住宅の家賃、安渡保育所の廃止について、就学援助・入学準備金、それから教職員の長時間労働等、台風18号の水害についてという5つのことについてお尋ねいたします。

それでは、公営住宅家賃についてお尋ねいたします。

世帯の総収入から控除後の収入が月15万8,000円を超える世帯は、災害公営住宅に入居4年目から家賃が上がると聞きましたが、入居者への説明はどういう形で行われているのかと、大槌町の収入超過世帯の実態について伺います。

このことにあわせて、家賃についてお尋ねいたします。

他県では、若者の定住促進のために、子育て世帯に戸建ての住宅を建設して安い家賃で支援をしているところもあります。まちづくりには有効な施策と考えますが、当局の考えを伺います。

二つ目に、安渡保育所の廃止について、お尋ねいたします。

当町にも待機児童がいる中、さきの全員協議会で安渡保育所の廃止について説明がなされました。子供の元気な声は、町の活性化そのものです。安渡地区民のみならず、私も公営保育所が廃止されることには、行政に対して不信感を抱いてしまいます。

世の中では、女性が働きやすい環境、職場として、近隣に保育所をつくっているところもあります。安渡地区には、誘致企業や地元企業の加工場が集中しています。加工場の従業員は女性が多数です。そのそばに保育所があったなら、産業の発展と町の活性化につながるのではないのでしょうか。当局の考えを伺います。

三つ目に、就学援助費・入学準備金についてお尋ねいたします。

子供の就学援助や入学準備金制度は、申請によるものと聞きました。また、支給が入学後というところもあるそうですが、大槌町の実態はどのような形で行われているのか、状況はどうなっているのか、お尋ねいたします。

四つ目に、教職員の長時間労働や多忙ということが問題になっております。教職員の長時間労働や多忙化が新聞等々で報道されました。

大槌町では小中一貫校になり、新たにふるさと科という教科を設けました。道徳も小学校の英語も新たな教科となるということですが、大槌町教育委員会では、教職員の長時間労働や多忙化についてどのように捉えているのか。現状と課題、対策について伺います。

五つ目に、台風18号水害についてお尋ねいたします。

ことし9月18日に当町を襲った台風18号は、沢山地区、安渡地区等では通行できなくなるという水害をもたらしました。

農協の施設は、大雨のたびに浸水の被害に遭っています。農協では、土地提供など行政に協力したのにと、排水設備のおくれなどに肩をおろしていました。

私も、工事の1日も早い完成を待ち望んでおりますが、台風直後に被災状況の調査に歩いて感じたことですが、今まであった排水路が狭められたために、雨水が飲みこまれずあふれたように見受けられました。水害に遭った地域の方たちは一様に、排水路が小さくなったせいだと話していますが、当局の水害に対する考えについてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、公営住宅家賃についてお答えをいたします。

平成24年12月に作成し全戸に配布した大槌町まちづくり復興ガイドブックを初めとして、災害公営住宅の仮申し込みや入居時の収入申告の際にも説明してまいりました。入居後につきましては、収入超過について、政令月収が基準額を超える収入超過世帯及び今後収入超過世帯になり得る世帯に、収入申告の際に個別に説明をしております。

また、収入超過者の世帯の実態ということですが、本年行った収入申告に基づいた家賃の算定は、現在行っている最中でありまして、今お答えできるのは、昨年の収入申告による状況であります。3月末現在の入居世帯、298世帯のうち、政令月収が収入超過の基準額を超える世帯は30世帯で、このうち本年度から収入超

過世帯となるのは3世帯であります。

次に、定住促進に向けた取り組みについてお答えをいたします。

移住・定住促進につきましては、当町でも進む人口減少や、地域経済の縮小などに歯止めをかけるため、復興事業と並行して喫緊に取り組む必要がある重要課題の一つと強く認識していることから、阿部俊作議員が言われましたとおり、移住・定住促進に向けたさまざまな施策を積極的に講じ、対応をしていく必要があると考えているところであります。

このことから、先般、9月補正予算におきましては、町内のアパートなどに入居する方に対し、家賃の一部を補助する民間賃貸住宅家賃支援補助金や、町内の空き家をリフォームして入居する方に対し、リフォーム費用を補助する空き家リフォーム支援補助金の二つの新たな支援制度を創設し、移住・定住促進につなげる施策を充実しているところであります。

また、さらなる施策の充実を図るため、10月に庁内関係部局の職員などで構成した定住促進ワーキンググループを設置して、各部局が持つ定住促進策に係る課題などを全庁的に整理し、課題解決に向けた検討を進めるとともに、「住まい、コミュニティ、子育て・教育、しごと」といった各分野の事業を、総合的に展開する事業化に向けた検討も進めているところであります。

このことから、若者や子育て世帯に向けた移住・定住策におきましても、当該ワーキンググループでの議論を重ねつつ、効果的な定住対策の企画立案を図り、当初予算編成の中で検討を進めてまいります。

このように、将来を見据えた新たな施策を打ち出し、「住み続けたい町、訪れたい町、住んでみたい町」大槌の実現に向け、より一層取り組みを推進してまいります。

次に、安渡保育所廃止についてお答えをいたします。

町では、平成18年度まで、町立6施設、私立4施設の10施設において、乳幼児に対する保育サービスの提供を行ってまいりました。

この間、町立施設は、特に民間施設が立地しない地区における保育サービスの提供について、大きな役割を担ってきたところでありますが、急速に進む少子化に伴い乳幼児数が減少していく中で、必要な保育サービスの維持、充実を図る観点から、地域の方々の御意見もいただきながら、保育所再編計画に基づき、これまで金沢保育所など5施設を閉所し、保育施設の再編を進めてきたところであります。

安渡保育所については、保育所再編計画において、民間委託を図るとしてきたところではありますが、必要な保育士の確保が困難となっており、今後の運営の継続が難しい状況にあることに加え、震災後、町全体の乳幼児数が2割減少している中で、一部の民間幼稚園及び民間保育園が平成30年度から認定こども園に移行することに伴い、新たな保育の枠を確保することが可能となったことを踏まえ、今後の町の保育・教育サービスを、効率的・効果的に充実・強化していく必要性や、現在の町の保育・教育施設環境の状況、保育士等の専門職不足の状況を総合的に考慮し、今年度末をもって廃止することとしたところでもあります。

御指摘の安渡地区に立地する加工場等の企業における従業員の確保や就労環境の改善のための保育ニーズにつきましては、各企業への聞き取りの結果、現在のところ、具体的な要望は寄せられていないところでもあります。

町といたしましては、各地区ごとの保育施設の設置が困難な状況にあることから、限りある保育・教育資源を有効に活用し、持続可能な子育て環境の構築を図るため、民間の保育・教育事業者の協力を得ながら、町全体で必要な子育て支援体制の確保、充実を図ってまいりたいと考えているところでもあります。

次に、台風18号水害についてお答えをいたします。

当該事案は、近年台風の大型化や集中豪雨が頻発し、人命や生活基盤に甚大な影響を及ぼす被害が顕在化している状況のもと、超大型の台風18号が本県に接近し、豪雨による浸水及び冠水が発生したものと考えるところでもあります。

沢山地区のJ Aはなまき事業所付近における浸水につきましては、現在、沢山地区の雨水排水路を整備中であることから、工事現場における台風への備えとして強制排水用のポンプを設置・稼働させておりました。しかしながら、1時間当たり70ミリメートルを超える豪雨となったことから、ポンプの排水能力を超えたものと認識をしているところでもあります。

今回の豪雨を受け、町といたしましては、雨水排水路の早期完成を目指すとともに、当該地区内の内水排除工事を実施することにより、雨水浸水対策を強化し、今後の水害対策に努めてまいりたいと考えているところでもあります。

次に、沢山沢川の防集団地造成工事に伴う排水路の切りかえ工事において、排水路が狭められたとの御指摘ではありますが、当該箇所は公共下水道雨水排水路として事業計画、設計及び施工を実施しております。

当該排水路の設計断面につきましては、下水道設計指針に基づき、排水路の断面を決定しており、断面の不足はないと認識をしているところであります。

しかし、今回新設したボックスカルバートの流入口には、流木等の流入を防ぐためのスクリーンを設置しておりましたが、台風18号における豪雨により、多数の流木が沢山沢川に流入したことから、このスクリーン部における一時的な流木の堆積により、急激な水位の上昇が見られ、越流したものと考えているところであります。

今後におきましては、当該事案の原因となったスクリーン部について、日ごろの維持管理はもとより、豪雨が想定される際には事前に流木等の除去及び降雨時の点検・パトロール等を強化することで、水害の防止に努めてまいります。

次に、就学援助費・入学準備金についてと、教職員の長時間労働や多忙化については、教育長が答弁します。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは私のほうから、就学援助費、それから入学準備金についてお答えいたします。

就学援助につきましては、2月に実施されます1日体験入学時に就学援助制度に関する周知文を配付し、入学後に申請書及び案内を配付、4月中に提出という、そういう流れで進んでおります。

入学準備金につきましては、就学援助費から新入学用品費として出しております。

支給につきましては、就学援助費が確定してから、つまり物品の購入が終了し就学援助費が確定してからの支給になるため、8月末の支給となります。

震災後、大槌町では毎年、新1年生全員に復興支援としてピアニカなどの学用品であるとか、体操着を支給してございます。学用品・体操着とも、来年度も支援をいただけるということで、配付の予定でございます。

次に、教職員の長時間労働や多忙化についてお答えいたします。

初めに現状でございますが、毎月、各学園からは、一人一人の勤務時間外状況記録が教育委員会に報告されております。一人一人、個々の報告です。この記録は、各学園の副校長が取りまとめておまして、管理職は全ての教職員について勤務状況を把握しております。

課題といたしましては、個人差はあるものの、全体的に労働時間が長いこと、また時間外勤務が多い職員が固定化されてきていると、そういうことが挙げられております。

対策としましては、教育委員会では現在、時間外勤務が多い職員について、各校長または直接職員に状況を聞きながら、ともに改善策を練るよう努めております。

事務におきましても、町単で事務補助をつけて対応してございます。

ふるさと科につきましては、井戸端会議室に常駐しておりますコーディネーターの活用を図り、また英語につきましては来年度の移行がスムーズにいくよう教育委員会においてカリキュラムを作成し、現場の負担を少しでも軽くしようという、そういう取り組みをしてございます。

部活動につきましても、今回の法の改正で、文科省においても部活動指導員を学校の職員として配置するという方向でありますけれども、今、吉里吉里中学校で指導員さんをお願いしておりますけれども、そういった文科の位置づけにはまだなってございません。

今後そういった流れを踏まえながら、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、答弁の順番通りに再質問をさせていただきます。

まず初めに家賃のことですけれども、これは、私も災害公営住宅ができて、普通に入るものだと思っていましたけれども、何か大変入れないとか、高くなるとかっていうことになっています。そして、入居8年目になると、家賃が9万5,400円ぐらいに高くなる。都会の普通の家賃でも高く8万ぐらいというところがありましたけれども、それ以上に高い。これでやっぱり一番困るのは誰かということなんです。

きのうの答弁で、いろいろ対策を述べられておりました。私、このことについて、一つ、若い世帯が結婚して入ったときに、共稼ぎなんですよ。それで、2人の分の給料を合わせると高くなるわけです。そうすると、住むのが大変だと。子育ての今大変な時期に、若い人たちが住めなくなったらこれは困るんじゃないかなと思って、こういう新婚、子育て世帯の家賃について、どのようにお考えか、町長。安くするとか、そういう……。ほかではそのほかに、公営住宅以外にまたこういう子育ての支援を行っているわけなんですけれども、そのまま2世帯分で災害公営住宅に入れなくなっても、何も手だてはないのか、その辺どうでしょう。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 公営住宅に関してだけ述べさせていただきます。

公営住宅は、今やっている低所得者の住宅困窮者に対する施策ということで、国でも、

これは住宅セーフティーネットだということで、本当に住めなくなった、住めない人たちのための福祉施策であるということで、低廉な家賃で入っていただくということが目的になっておりますので、そういった子育てというものに対してこの制度が活用できるような仕組みにはなってございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そういう公営住宅なんですけども、今回大槌町であるのは、頭に災害っていうものがついていますよね。災害公営住宅、災害に遭った方たちの、家がなくなった、例えば若い人たちでなくてもいいです。例えば私ぐらい、きのうで65歳になりました。これぐらいになってくると、もう新たな家を建てるよりも入りたい、収入はそんなになんなんですけども、例えばあったとして、じゃあそこに入れなくて家を建てるか。ほかに住むところがない町の状態で、どうなさるんでしょうかっていうことをお尋ねしたいんです。

先ほどお答えいただきました。「住み続けたい町、訪れてみたい町、住んでみたい町」ということなんです。

皆さんと同じように、やっぱりここに住んでいくっていうのが行政なんですよね。

家賃のことだけ考えたらば、それはあるんでしょう。ただ、町として考えるのはやっぱり住むことを前提に考えていかなければならないと思います。

そのことについて、こういう人たちに対してどのような対応、対策を考えているかお尋ねしたいんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） きのうちちょっとお話ししましたけれども、収入超過者の上限額を上げるというのは、今、一応検討してございます。

ただ、何分、災害公営住宅といっても、今回の東日本大震災の中では、復興交付金事業の中の40事業の1つとして、その中において、今回の災害公営住宅が今までの公営住宅と違うのは、入居者のいわゆる入居資格については、全て災害に遭った人は入れるということと、耐用年数の6分の1で譲渡できると、住んでいる人に譲渡できるという2点があって、ほかはほとんど公営住宅と変わっていないんです。

なおかつこの公営住宅というのは、公営住宅法という法律できちんと決められていて、全く市町村の裁量がない制度でございまして、それについては私も非常に疑問に思いますけども、何とも今のところは手だてがないというのが正直なところでござい

ます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 全協でしたか、ちょっとお尋ねしました。総務省はなんて言っているかちょっと聞いてくださいと言いましたけども、国のほうではこういう公営住宅等は自治体の裁量ということで言っているようですけども。つまり、公営住宅をどのように運営するか、それは自治体の裁量であるということだと思っております、その辺どうなんでしょう。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 自治体の裁量といいますか、今回言われているのは、今言った収入超過者の家賃について、きのうのまた繰り返しになるんですが、その中で平成23年の地方分権一括法において、収入基準の収入分位25%が本来家賃ですけども、50%まで引き上げ可能だということが一つ示されていることと、収入超過者の家賃の減免が可能だということは、復興庁は言っていますけども、果たしてこれが本当に近傍同種家賃に影響するかどうかということには触れていないと。

それから今言ったように、片方においては、この公営住宅という制度がもともと低所得者のための福祉施策であることから、それに対してもととの制度は町と県、国で2分の1ずつ税金を払うことだということがあって、その中で言えば、まず一つは今言ったように全然裁量がないのは全くのところ、その裁量を逸脱した部分は、全て町の持ち出し分になると。ということは、結局は住民の負担にそのまま帰ってくるということですので、さらに補助金まで減額される可能性がありまして、なおかつこの用途を変えらなければ、建てた建設費用を全てお返しして、それで町の好きなようにやりなさいということでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 町とすれば、ここに、まちに住めない人が出てもいいということではないと思うんですけども、そういう人たちの対策はどのように考えるかっていうことをお尋ねしているわけです。いかがでしょう。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 定住施策全般の話だと思いますので、私のほうからお答えをしたいと思うんですが、いずれ住みたい町にするためには、住まいだけを重点的にやればよいというものではなくて、まさに住みたい町にしなければなら

ないということですから、住まいもでしょうし、仕事もでしょうし、子育てもでしょうし、そういったものに総合的に手を入れていきたいということで、町長からも御答弁申し上げましたとおり来年度予算に向けて検討しているところでありますので、そういった町外に出ていかざるを得ないような人になるべく出ないような対策を考えてまいりたいと考えます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） きのうの答弁の中でも、議員とも相談しながら対策っていうことをお話しになりましたので、今後ともそういう話し合いは進めていくべきだと思います。

それから、公営住宅の中で、若い人たちが共稼ぎで収入が超過してしまう、そうして出るようになると、住んでいる人も、高齢者の方たちも困るっていう声もあるんです。若い人たちがそばにいてほしい。そういうこともありますので、その辺の対策も、町全体として、公営住宅のあり方を考えていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 何度も申し上げているように、公営住宅は国の法律で定められているので、町としてそういったものを柔軟に対応できるような制度にはなってございません。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長、老人に対するということ。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） 公営住宅につきましては、復興局長からも答弁申し上げているように制度上の制約があるわけですがけれども、そういった公営住宅を含めた地域コミュニティーということで、そういった方への見守りが行き届くような対策を、移住・定住施策の中でも考えていきたいというところであります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 大槌町でもこの家賃についての問題意識はあったわけですね。どうですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） これについては、当初から私たちも公営住宅というのはどういふものかよくわかっているんで、復興事業の中に入っている中では問題があることは認識してまして、また二、三年前から、他市町村にもこの対策というか、あるいは今言ったような減免制度をやるかどうかというのを確認している中で、どこの市町村もやらないというような回答だったんですが、うちのほうでは、いろいろそういったもの

はやっていました。

ただ、ひとつは今言ったように国の制度に引っかからないように、どうやったらできるのかっていうことは、ずっと検討はしてまいりました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 家賃については、今県でもいろいろ問題にして取り上げて、県でも対策を考えているところであります。

それで私が尋ねたいことというか、お願いしたいことっていうのは、大槌町にそういうやっぱり課題があって、問題があった場合、やっぱり行動を起こすべきではないのか。

沿岸、こういう災害でみんな困る事態が発生したわけなんです。

国の制度、国の制度と言いますけども、やっぱり国の制度に対しても、国にも要望とかいろんな活動があるし、地方自治としてこの町民を守るっていう、条例の中でもいろんな対応ができると思うんですが、ただ法律がありますからその通りではないと思うんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 実は一番問題になったのはそういったテクニカルな問題ではなくて、実際、今現在、大槌町の住宅っていうのは、入居者が319世帯ですが、大体この方々の平均家賃は1万532円という額でございます。ほぼそういった家賃で、今そういう低廉な家賃で入っていただいているわけです。その部分については、税金が必ず投入される話なんですけど、そういった中で低所得者に対するこういった手厚い税金、その中には当然町の税金も出しているわけです。

それに対して、高額な所得者に対して、果たしてその税金、逆に言えば今いったような低所得者の方々からいただいているような税金で、高額所得者の方を減免するっていうことが、果たしてモラルとしていいのかどうかというのが、一番の問題になったところでございました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この家賃について一言お話ししたいのは、ただ金銭的なものだけで見るとはならず、個人個人にいろんな状況があると思うんです。会社を経営して1人で後継者がいないとか。そういうさまざまな状況があって、家を建てない、あるいは建てられない。家を建てるまでとなれば、やっぱり2,000万以下じゃなく、大変な金額になりますので、もう六十、七十歳近くになってきて、家を建てるのはためらうと思うん

です。

それから、やっぱり町の人たち、人口が減るっていう対策、あちこちでいろんなことをやっています。

それから家賃補助については、福島県だったかも始めたと思うんですけども、既にそういう自治体も出てきているわけです。

そういうことで、町としてもやっぱり住める場所を提供する、そういう状況でしっかり対応をとっていただきたいと思いますが。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） その検討は、今言ったようにやっていきたいと思っています。

ただ、今言ったように、非常にこの公営住宅というのは、一つ間違えば将来に重大な、大きな財政負担となりますので、そういった20年後の方々に、今の方々の財産、要するに減免のつけを回すようなことだけはしないようにしたいと思っています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず復興庁とか、今朝の新聞、ちらっとしか見ていないので内容はよくわからないんですけども、これはちょっと後で検討しながら、これからの問題というか、もう差し迫った状況になってくると思っています。

震災から6年、7年目に入っているわけですので、どんどんどんどん生活するっていう環境が大変な状況になってきているんです、逆に言えば。だからこれを何とかしようと思って、お尋ねしたわけです。

私も状況がなかなかちょっと勉強不足なので、今後とも話をしながら、とにかくただ一律に切るんじゃなく、その期間とかそういうのを見きわめながら、いろんな話し合いを持ちながら、とにかく住めるっていう場所を確保するという、そういう状況に立っていただきたいと思っています。

そういうことで、国の制度、国の制度で家賃になってしまっていますが、いろんな話が出てきている途中ですので、町長としての心構えをちょっとお聞きします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

今回の高額という部分は、皆さんが思うような状況ではなくて、すごく高額です。入っている方は。ここで幾らとは言いませんが、びっくりするぐらいの所得の方が実は入っていらっしゃるんですね、全体の割合からすれば少ない方々が、今回の問題としてお

きているんです。

先ほど局長も話をしたとおりですね、やはりパーセンテージは低い方々が、今回高いと言われていました。

できれば、そういう所得であれば、町内に自宅を建てられるように、いろいろな施策をとっていますので、そういう方々は自立再建をしていただきたいというふうな思いは、実は強いところがあります。

確かに出られるということでの思いは聞いておりますが、なかなかさっき言ったとおり、高所得者の方々に対してお金を投じる、つまり町民の税金を投じていくってということについては、すごく実は抵抗はございます。低い方々、低所得者のための公営住宅と。

確かに災害ではありましたけれども、震災を通じて……。高くなる方々は、今回はこれぐらい高くなりますよってという説明を申し上げてまいりました。

その中で、被災者の方々はこれを見て、これからはそういう状況であれば、とても災害公営住宅に入れないと思われて、災害公営住宅をやめられた方々がいらっしゃいます。

そういう方々がいる中で、ここに至って、実際に説明をして、実際に金額が示されたらですね、高いと言われますけれども、所得を、皆さんにはここは個人情報としてお話しはできませんけれども、ものすごくやはり所得のある方が今回出ているということだけ、御承知いただきたいと思います。

その方々に対して優遇するとか、措置をするということになれば、これから入ってくる方々いますけれども、若い方々も含めて、その方々が災害公営住宅、公営住宅でなくて、別なところに町内でも住めるような状況をつくって、先ほど申しましたとおり、災害公営住宅、公営住宅の中での施策ではなくて、多く、広く、そういう施策をとっていくと。定住なり移住なりを含めて考えていくということになりますので、ぜひ災害公営住宅における高額と言いますけれども、所得状況がかなり高い方が今回の中でお話しが出ているということだけは承知をいただきたいと思います。

さっき言ったとおり、金額で平均すると1万そこその部分が平均ということですので、今入っている低所得者の方々については、決してですね、近傍云々ということは出ておりますけれども、そうではなくて、安心して住める災害公営住宅であることは実際でありますので、ぜひ今後ともさまざまな機会を通じながら、この件につきましては御説明を申し上げてまいりますし、さまざま国、県においても同じような課題、問題として捉えておりますので、町としても真摯にそれについて一緒になってやっていきたいと

思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。

高額ということなんですけども、やっぱり住むっていう、先ほど言いましたけども、あと若い人たちの支援ということで、ずっと子育て……。ほかでいろんなことをやっているんです。当町でも、やっぱりそれがちょっとまだ見当たらない部分で、何度も取り上げているわけでございます。

それで、安渡保育所の廃止についてお答えいただきましたが、各企業から聞き取りしてそういう要望はないということなんですけど、私が聞いたところではあればいいなっていう話もありましたが、特に行政に対して要望するっていうことではありませんが、あったらいいなっていう声はあるんですが、その辺、聞き取りの状況ではどのような感じだったのかお尋ねします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 安渡地区の誘致企業に関しましては、具体的に4社にお聞きしているところでございます。

お聞きした中身につきましては、保育所に預けられないためにそういった誘致企業で働けないというような状況にあるかとか、保育所に預けられないがために退職・休職をした人がいるかというような状況についてお聞きいたしました中で、具体的にそういった安渡地区に保育所がないがために、そういった企業で働けないというようなことで、保育所が必要だというような具体的な要望というのはいたっていない状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それはやっぱり聞き方の問題ですよ。従業員が不足しているっていう声は聞きませんでしたか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 従業員の確保状況につきましては、民生部としてはお聞きしておりません。

○議長（小松則明君） 産業振興部長。

○産業振興部長（藤原賢悦君） 町内事業者様のほうで、求人してもなかなか人が集まらないという状況は聞いています。ただ、子育てしている方々、預ける場所がないから

働けないという声は住民の方からは聞いておりません。そういった保育所があればそういった人たちが、従業員がいっぱい来るから、保育所とかそういった施設を整備してくれとか存続してくれという声は、今のところ聞いてはいない状況です。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 声がないからじゃなく、どうやって人を集め、どうやってやるかという部分で私はお尋ねしたんです。

そういう施設が近くにあれば、釜石でもありましたけれども、そばに保育所があるのでっていう方で大槌から行っている方もいるみたいですけども、そういう若い人たち、加工場では特に若い女性の就労をお願いする部分が多いんです。

そういう中で、子育て世帯を支援するという意味で、公的機関としてやっぱり子供を育てる、全部民間に丸投げじゃなく、町としても子育てをする、このまちをつくるっていうそういう気概を持ってほしいということでお尋ねしているわけです。町長、一言お願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） お答えいたします。

今回のことで感じたのは、安渡保育所廃止に向けたさまざまなお話を保護者の方々とお話する機会がございました。保護者の方々は、どこまでもやはり施設そのもの、そして場所とかではなくて、やはりその保育をしていただける方々のそういう場所をしっかりと選ぶという方向ですので、場所がどうかではなく、極端な話ですね、大槌から吉里吉里に行っている方もいらっしゃいますし、吉里吉里から大槌に来ている方もいらっしゃいますし、それぞれのやはり施設を見ながら、また入ってよければまた次の子供も入っていくというような状況があって、やはり場所というよりもやはり施設側の対応とか、やはり保護者の方々のその施設に対する安心感とか、そういうものが子育ての中ですごく大事なことではないかなと思っております。

ですから、今回さまざまに答えておりますけれども、安渡地区においてもですね、加工場で働く方々が、そういう形で、子供がふえていくという状況があれば、また別な形で保育環境の整備という形になりますから、これから変化していくんだらうと思います。

今言っているのは、どこまでも子供が少なくなっている状況と、今施設がそれについて十分な対応ができるという環境もあるということ踏まえて、今は町立でありますけれども、安渡保育所は廃止していくという結論に達しております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、町としてもこういう環境をつくるよという提案をしてほしいんです、本当は。

加工場をそこに集めたならば、そういう話し合いを持ちながら、どうだろう、どうだろうっていう人を集める。そういう人を集めることによって活性化していく、町がにぎわいを持つ、そういう提案を持ちながら、まちづくりをしてほしい。

ということで、今後とも子育て、そういうことを考えていきたいと思います。

地域の中で子供を育てたり、あるいはいろんな中で子供を育てるというのは、これからやっぱり大事なことだと思います。そういう地域の大事さをやるために、ふるさと科というのを新たにつくったのだと思います。

昔はずっと、自宅から学校に通ったんですけども、今ほとんどスクールバス。地域とのふれあいが少なくなっている。そういう状況で、やっぱりふるさと科は大事だと思います。

ですが、そこで今度は教職員の仕事が大変多くなっているみたいなんです。いろんなそういう話が出ていますけども、大体、過労死ラインとかそういうことがありますけども、どれぐらいの残業をなさっているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 3校の平均ですけれども、月によっても、あとは学校行事等によっても変わりますが、平均して六、七十時間程度になっております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 平均してっていうことは、もうそれ以上の方がいるっていうことですけども、それで教員の不足っていうことはないですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 教員の定数につきましては、学級数に応じて決まってくるけれども、今現在、実は教員の復興加配、これが入ってまして、大槌学園には定数以外に14名入っています。吉里吉里学園の小学部には2名、吉里吉里学園中学部にも2名、加配として入っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そうした加配の中でも、そんな長時間労働があるというわけですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 私も教員の1人としての経験も含めて話させていただければ、やはり、この教員の仕事というのはゴールがなくて、これでやっていいということはないわけです。逆を言えば、これぐらいやればいいみたいな部分もできるかもしれませんが、やはり子供たちを預かっている以上、先生方というのは、一生懸命、一人一人の子供に対応し、一生懸命育てようとしております。そうなりますと、やっぱり必要以上に頑張ってしまうという部分もあると思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 先生方の多忙というのは、教育委員会ではきちんと認識している現状なわけですね。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 先ほど教育長が申しましたとおり、勤務状況を毎月出してもらっています。

それからあとそのほかに、セコムが各学園についているんですけども、セコムのほうから毎月退庁時刻の報告が上げられております。それを、学園長、学校長に提出し、遅くまで時間が記載されている場合は、これはどういうことであるかということを知ったり、それに対する対策を練ったり、それ以外にも年2回ストレスチェックというのを全教員に行っております。そのストレスチェックの結果によって、医療のほうに、面談につなげるようにしております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 本当に大変な状況だと思います。

それと、小中一貫という中で、中学校、小学校、いろいろ交流とかありますよね。そういう中で、教員免許とかそういうのは大丈夫なわけですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 義務教育学校につきましては、今お話があった小学校とか中学校という形でのいわゆる配置ではなくて、1年生から9年生までということで、中学校だけの免許、例えば数学の免許を持っている先生も6年生の算数を教えることもできます。学級担任だけはできませんけども。その逆もあります。

ということで、免許については、特に現在困っているというところではありません。

ただ、文科省とすれば、できるだけ小学校、中学校の免許を有する先生を配置したい

ということでは進めていますけども、なかなかそこまでには現在は至っておりません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作議員。

○8番（阿部俊作君） 担任が決まらないっていう、全国的にもいろいろ教員不足がうたわれておるようです。

それで、当町としても、災害の中で加配になってもこのとおり時間外がすごくなる。やっぱりその負担は、子供たちのほうにも行くと思うんです。いろいろ教育の準備とかあると思うんです。学校にいただけじゃなく、その辺いろんな対策を本気で考えながら、学校運営をやっていかなければならないのかなと。子供のこともそうだし、先生が余裕がなければ、やっぱりちゃんとした教育ができない。そのことを、現状を見ながら、いろいろ小中一貫校、感じたもので、それでお話したわけです。

さまざまな課題を一つ一つ取り上げながら、大変だと思うんですけども、問題を解決するために最大の努力をお願いしたいと思います。

時間もないのですが、就学援助ということで、8月にお金が入るっていうことなんですけども、入学準備というのであれば3月前にできればお金が欲しいという声があるんですが、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 確かに3月前に渡すことができれば一番ですけども、課題として、やはり認定時期がどうしても遅くなってしまいます。ただ全国的には、平成28年度時点で、少なくとも全国80の自治体が独自に前倒し支給を実施しているという結果も聞いております。それも踏まえて、当町でも考えていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そもそも義務教育は憲法では無償ということになっているわけですよ。ですから、来年のことについてはどうでしょう、町長。前倒しで。子供たちに就学援助とか、子育てのまちとして。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今お話のあった入学の準備につきましては、さまざま服も買わなきゃいけない、靴も買わなきゃいけない、さまざまあると思うんですけども、今ここで就学援助の準備についてはいわゆる学用品に限ります。

確実に、子供たちに学びのそういう準備が届くようにということで、きちっと子供の服になる、それからきちっと教材費になるというような形での支給でございますので、

確定してから支給すると。使途がきちっと決まってからやるということで、最大の狙いは子供たちにきちっとした学用品が届くということですので、決まってからということ
で時間がずれていくということになります。

ただいま議員からお話のあった全ての準備となると、そこは違う意味が含まれてきますので、今後の財政等の関係等もあるんだろうなと思いますけども、そういう趣旨で子供の学びを保障するという意味の入学準備学用品でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 補助のことですけれども、いろんな各市町村でさまざまな補助をやっているわけなんですけども、学用品は全自治体やっています。それからあと、体育実技用具費、それから新入学児童生徒学用品等ということでもありますけども、大槌町では体育用具費は出してませんよね。

それから、部活動、そういう活動等にも、ほかではいろいろあるんですが、当町ではちょっと県から取り寄せた資料には見えないんですが。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今、お話になった部分で、部活動等につきましては、スクールバスで例えばいろんな移動手段にやっていますし、あと中体連であるとか、中文連であるとかの派遣費については、きちっと当初予算でもって確保しております。それから、もう1点、前段は……。 （「体育用具」という声あり）体育用具につきましては、支援団体から、町内の企業ですけども、支援団体から入学生のジャージの夏物・冬物一式をいただいております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） あと子育てということで、やっぱり子供が元気に、健やかに育たなければ、町の未来はないと思いますので、先ほども言いましたように、子育て、いろんな面でありますので、それを検討して、それから他市町村のいろんな状況なんかも踏まえながら、ほかで支給している部分もあるし、それを見ながら当町でできるかできないか——できないかというよりも、やる方向で検討して行ってほしいと思います。

それから、子供たちの資料の中で、医療費の補助、当町でも中学校までということなんですけども、現物でしたか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 医療費の助成につきましては、未就学児は現物給付となっております。就学以降については現金給付となっております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） なるべく医療費に関しては、現物でいってほしいと思います。それで時間もないので、災害のことについて。

私が見たところ、かなり水路が小さくなっているんです。それで、先に70ミリの想定外の雨ということなんですけども、たしか御社地に雨が降ったらばということで、想定は50ミリだったんですけども、これからいろんな雨、普通に70ミリ以上降ってくるんじゃないかと思うんですが、その辺どのようにお考えでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今回整備させていただきました沢山沢川につきましては、町長の答弁にありましたとおり、下水道設計指針に基づいて、国庫補助事業ということで整備をさせていただいております。

それに基づきますと、10年確率でもって、議員おっしゃるとおり50ミリ程度の、直近10年とかによって多少変わってはきますけども、そういったものでもって整備をすることが補助要件となっておりますので、それ以上の多重防災型の整備につきましては、今後の検討課題というふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） その基準ということですけども、私が見た分では、ほとんど全部、昔あった水路から全部小さくなっているんです。これってどういうことかなと。

今、お金がかかるからというような問題だと思うんですけども、沢山に昔から水路があって、それを狭めてつくっていますよね。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 狭まったというお話ですけども、もともとは沢山沢川は開渠でございました。U型のものではないんですけども、大型のものが3面張りという形になっていましたので、それに対する水深ですけども、対応水深の8割水深ということで計算をしております。

それに対しまして、今回整備させていただきましたのはボックスカルバートという形で暗渠という形になりますので、水深については9割水深まで対応できるということになりますので、断面が小さくなったということではなくて、形状が開渠から暗渠に変わ

ったことによって絞られたという形になっていると。

もしくは満管でも流れるというふうな形になりますので、オーバーフローすることはないというふうに考えておったんですが、今回はスクリーン部のところ、土砂であったりごみとかですね、そういったものがたまらなければ、スムーズに流れていたものが、そこにごみが多まったことによって水位が急激に上昇して水があふれたというふうに認識してございます。

よって、スクリーン部のところの維持管理を適切に行えば、水のほうは適切に流れるものというふうに認識してございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そうならないのが災害なんですよ。

そこに住んでいる方々が、言うわけです、なぜ小さくしたんだ。

安渡もそうなんですけども、安渡は鉄道の下に大きな水路というか水が流れるところがあったんですけども、ほとんど塞がって小さい側溝みたいな形になっていたんですけども、あそこも安渡公民館にあふれてきたんですけども、あの辺の対策については何か考えはございますか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 安渡地区のほうの浸水被害、特に安渡の公民館避難ホールの部分の箇所というふうに認識してございますけれども、あそこも沢山沢川のほうと同じように、もともとは開渠部分でございました。それを、町道沿いにボックスカルバートを敷設することによって、8割水深であったり9割水深だったりとかっていう変わっているところと、あとは二渡神社の団地のほうから来る水とかですね、そちらのほうのルートを変更したことによって、流末のほうに水を導いているということになってございます。よって流末のほうについては、断面をさらに大きなものになっている場所もありますし、開渠の部分についてはですね。

暗渠の部分については、当然9割水深で計算はしてございますけども、流れる水の方向を多重に切り回しをかけながら1カ所に集めて、それを今度は沢山沢川に乗せて、安渡地区から大槌川のほうへ吐くというような計画に今回はしてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 安渡に通行できなくなった状況があったんですけども、大潮とかそういうことでいろいろな話を聞きましたけども、今後の対応について、そこはどのよ

うにするお考えですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 今のお話は安渡の県道の部分だというふうに認識してございますけども、そのこのところにつきましては、今現在工事中であったがために、仮の水の流れを確保しているものが、完成すれば10年確率のものが、今は仮設ということもありましたので工事期間中は3年確率であったことから、まず能力的に不足していたということと、あとは県道自体のかさ上げ等を実施するように、県庁さん、県庁さんというか振興局さんと協議をしておりましたので、そちらのほうで対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたします。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時01分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

芳賀 潤君の質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 新風会の芳賀潤です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず1点目です。子育て環境のあり方について質問します。

大槌学園の本格稼働から1年が過ぎ、現在は30年度事業計画の策定のこととは思いますが、町内の子供を取り巻く環境が変化していく中、おのこの事業の目的とそのニーズに対応した事業計画が求められていると感じております。

そこで、次の点について伺います。

大槌学園、吉里吉里学園で実施されている教育委員会管轄のこども教育センター事業の現在の状況と、次年度の課題について伺います。

2点目として、放課後児童クラブ、いわゆる学童保育施設が4月から事業開始となりますが、その定員と現在の事業見込み、受け入れ児童数などについて伺います。

3点目として、今述べた上記ともに、さまざまな制限、例えば対象学年であるとか、受け入れ時間、長期休業時の対応などいろいろ制限がありますが、その対応について伺います。

4点目として、就学・未就学の区分こそあれ、当局においては、公立保育所を閉鎖し次年度から民間保育所等にその役割を担っていただくという方向性を示されましたが、現在、その方向性について民間保育所などどのような協議がなされているのか。また、そこでの課題など、どのような姿勢で公的責任を担っていくのかを伺います。

2番目として、災害公営住宅の家賃について質問いたします。

数カ月前から近傍同種家賃の話題が聞こえ始め、被災者特例3年とはいえ、復興計画が順調に進んでいるとは言えない現実と、従来の近傍同種家賃の設定についての認識と説明不足から、住民が困惑している状況が、当町のみならず聞こえております。

他の市町村においては、家賃の上限を設定するなどの工夫をしている市町村などもあると聞きますが、当町における近傍同種家賃の設定のあり方と、現在検討している、または今後検討しなければならない家賃のあり方について伺います。

3点目として、介護保険サービスを支える人材の確保についてお伺いいたします。

現在、県においては、介護事業における人材確保について、新規採用職員就労支援事業費補助金、新規採用職員住環境整備支援事業費補助金を創設して、人材の確保策を打ち出しておりますが、町として人材確保についてどのように考えているのか伺います。

4点目です。町道などの環境整備のあり方について伺います。

復興事業が進むにつれて、町内の道路網の整備が進められておりますが、区画整理事業地内、防災集団移転団地内の道路に関しては、充実した環境であることは承知しております。復興計画の計画決定に際して、地権者・近隣住民の理解と協力があったからこそ、実現ができていると思っております。

しかし、上記整備地内の境界付近については、道路などの環境に格差が見受けられているところが存在しているところもありますし、担当課においては、現地確認などをしていただいていると認識しておりますが、今後の対応について伺います。また、今述べた以外にも震災と直接関係しなかった箇所でも、町道などの不具合などが確認されていると思います。年次計画などを策定しながら、住民の生活環境の改善が図られるべきと思いますが、当局の見解を伺います。

以上、4点についてよろしくお願いたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 芳賀 潤議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て環境のあり方についてお答えをいたします。

まず、こども教育センター事業の現在の状況と次年度の課題についてですが、現在、大槌学園の児童は、こども教育センターO L A Iの放課後こども教室で体験プログラムや予習・復習に取り組んでおります。登録者数は72名、今年度は1日平均29名の利用となっております。

吉里吉里学園の児童は、校内にある図書室で吉里っこスクールとして宿題や体験活動に取り組んでおります。登録者数は70名、1日平均24名の利用状況となっております。

次年度の課題につきましては、これまでも話題に上がっておりますとおり、子ども教育センターの施設が手狭であるということでもあります。放課後こども教室のほかに7年生以上の生徒、そして大槌高校生もコラボ・スクールとして利用していることから、環境を整える必要があると考えております。

次に、放課後児童クラブについてお答えをいたします。

現在、沢山地区において仮施設により運営している放課後児童クラブは、定員が45人であり、震災前に比べ、十分な受け入れ規模を確保することができない状況にはありますが、個々の児童に応じたきめ細かい保育の提供に努めてきたところであります。

平成30年度の運営開始に向け、大槌学園隣接地に建設を進めている本施設は、基準上は最大80人の受け入れが可能な規模となっておりますが、これまでの保育の質を維持しながら定員を拡大するためには、指導員体制の充実が必要と考えております。現在、新たな指導員の確保に向けた準備を進めているところであり、今後も必要な指導員の確保に努めてまいります。

次に、対象学年・受け入れ時間・長期休業時等の制限についてお答えいたします。

子ども教育センターで行っている放課後子ども教室の対象学年は、2年生から6年生まで、受け入れ時間は平日の放課後から午後5時30分まで、夏休みは学びの場を午前中に開き、利用人数が100名を超えるなど大変好評であります。

吉里吉里学園で行っている吉里っこスクールは、対象学年は1年生から6年生まで、受け入れ時間はこども教育センターと同じく午後5時30分まで、夏休みは8日間、10時から12時に実施し、37名の利用がありました。

放課後子ども教室、吉里っこスクールともに、冬休み期間も実施することで計画しております。

一方、放課後児童クラブの利用者の範囲は、条例により1年生から3年生までとしているところでありますが、保護者が就労しやすい環境の整備を図るため、本施設の運

営開始に合わせて6年生まで拡大することとしているところであります。

また、受け入れ時間等につきましては、現在、夏休み等の長期休業時も含め、午後6時30分まで受け入れを行っているところでありますが、昨年度に実施した保護者へのアンケートにおいては、受け入れ時間の拡大を望む意見も寄せられたところであり、今後の指導員の確保状況を踏まえ検討してまいります。

次に、公立保育所閉所後の方向性についてお答えいたします。

町では、町内の保育施設との協議の場として園長会議を開催し、子育て支援に関する課題の共有や意見交換を行っております。今年度はこれまで2回開催し、安渡保育所の閉所に係る町の方針についても説明し、御理解をいただいているところであります。

民間保育施設においても、保育士不足により保育体制の充実を図ることが難しい状況にあることが、共通の課題となっております。町としても、民間保育施設の保育士確保を推進していく必要があると考えるところであり、来年度当初予算編成の中で、具体的な取り組みを検討してまいりたいと考えております。

次に、災害公営住宅の家賃についてお答えをいたします。

御指摘のとおり、収入超過者の家賃減免を実施している市町村があると聞いてはおります。

当町においても、収入超過者等に対する家賃の減免等について検討してきた経緯がありますが、以下の理由から実施に至っておりません。

1点目として、収入超過については、町内に県営住宅もあることから、実施に当たっては岩手県と歩調を合わせていかなければならないこと。

二つ目として、災害公営住宅の維持管理費については、家賃収入及び国からの低廉事業による補助を充てておりますが、町の独自減免を行うに当たり、家賃収入が減額することになり、その財源の補填がなされないこと。さらに、今後660戸を超える住宅を管理することになり、同時期に補修改修が必要となることから、町民負担にもつながること。

3点目として、住宅再建を検討する際に、収入超過制度から災害公営住宅への入居を断念された方、災害公営住宅入居後に住宅再建された方もあることから、減免することは難しいと考えております。

このことは、当町だけの問題ではなく、県内の沿岸市町村や宮城県、福島県などの被災市町村等でも抱える問題であります。

現在、この問題について、岩手県が中心となって、沿岸市町村の担当部局と意見交換等をしているところであり、当町としても、岩手県並びに近隣市町村と連携し取り組んでいかなければならない問題であると考えております。

次に、介護保険サービスを支える人材確保についてお答えをいたします。

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、介護従事者の確保及び資質の向上は全国的に喫緊の課題となっております。

本県においても、2025年には約4,900人の介護従事者が不足すると推計されており、今後さらに関係機関と連携を強化し、総合的かつ計画的な人材確保対策に取り組んでいく必要があると考えております。

県内の介護職の有効求人倍率の変化を見ますと、各年4月時点で、岩手労働局のまとめでありますけれども、平成25年1.02倍、平成26年1.43倍、平成27年1.56倍、平成28年1.74倍、そして本年度の平成29年は2.15倍となっており、年々上昇している状況にあります。

介護保険サービスを支える人材の確保と育成についての町としての取り組みについてであります。介護の現場における人手不足につきましては、他の業種や職種と同様、喫緊の課題となっていることから、1人でも多くの人材確保につながるよう、介護従事者の処遇改善や職場環境の整備などを推進し、若い世代へ介護についてのイメージアップを図り、人材確保並びに離職防止につなげる施策が必要であると考えております。

平成26年度に岩手県において、被災地で介護事業所を運営している法人を対象として創設されました新規採用職員就労支援事業費補助金は、新規採用職員の赴任旅費等に対する補助、新規採用職員住環境整備支援事業費補助金は新規採用職員の住宅確保に対する補助となっており、新規採用職員住環境整備支援事業費補助金の補助額は2分の1となっております。

大槌町内の介護保険事業所における実績としましては、平成27年度に新規採用職員就労支援事業費補助金は1名、新規採用職員住環境整備支援事業費補助金は1名活用されております。

また、町では、地域医療介護総合確保資金を活用した平成30年度事業の介護従事者確保分として、ことしの9月に県に提案しております。

提案した内容は、住環境確保の介護従事者宿舍借り上げ事業であり、介護従事者の住宅を確保する場合に、法人が負担した住宅の確保に要する経費の一部を支援することに

より、介護従事者が働きやすい環境を整備するものであります。補助額を2分の1よりも増額することにより、介護従事者及び介護事業者の負担軽減と介護職員の確保・定着・介護離職の防止を図ることを目的とするものであります。

提案した結果等については、県に確認したところ、この照会に対して提案をしたのは大槌町だけであり、県庁内部において協議中であるとの回答を得ております。

さらに、町では大槌町まち・人づくり奨学金やU I ターン就業支援助成金制度を実施しているほか、9月補正予算において民間賃貸住宅家賃支援補助金及び空き家リフォーム支援補助金を創設して、町内で就職したいという意思をお持ちの方に活用していただき、人材確保に努めているところであります。

しかしながら、町としては、全国的な介護サービスを支える人材不足の解消を図るためには、国の責任のもと処遇改善のための適切な制度設計がなされるべきであると考えており、これまで全国町村会を通じ介護離職ゼロを達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成など、引き続き人材確保に取り組むことについて要望してきたところであります。

今後も、国及び県に対し介護従事者の処遇改善や職場環境の整備を引き続き強く働きかけながら、介護保健サービスを支える人材の確保等に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町道等の環境整備のあり方についてお答えをします。

平成26年7月から道路法改正施行令により、トンネルや2メートル以上の道路橋などを5年に1回の頻度で点検することが義務づけられました。これは高度経済成長期に集中的に整備された道路インフラの老朽化が進行しており、建設後50年以上経過する道路構造物の割合が今後大きく増大するインフラの高齢化を迎えることから、制度化されたものであります。

これを受けて、町では27年度から橋梁点検を実施し、長寿命化計画の見直しをしております。この計画策定により、社会資本整備総合交付金の交付を受けることができます。道路及び道路構造物においても同様の取り扱いとなっております。

修繕補強しても経年劣化は否めないもので、5年ごとの点検により劣化が激しいものについては改良や新設も計画することとなります。

御質問にありますように、復興事業区域内とそれに接する道路等で利便性を欠く状態が生じつつあることは認識をしております。

これまでも自主再建が多かった柁内地区では、道路新設改良を実施してまいりましたし、現在着工している路線もあります。

それ以外の地区でも、利便性確保のための道路改良を計画し、効果促進事業等を活用し、順次着工してまいります。

現在計画にない地区については、復興完了を見据え、次期総合計画に町として道路網改良について優先順位をつけた年次計画で位置づけ、財源確保の裏づけを図り、道路改良を進めていく考えであります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それでは再質問をさせていただきます。質問の順番に従ってやっていきたいと思います。前後したらそのように了承していただきたいと思います。

まず、子ども教育センターの現在の状況について、非常に利用頻度が高くて、親御さんも喜んでいてという、ただ片方で手狭だっている今の課題がある。

これは質問の1番、2番、3番、全部ひっくるめてなんですけれども、この4月に開所する学童保育施設が順調に機能すれば、手狭さも分散化されるんだろうというふうには感じております。

答弁の中に、子ども教室のほかに7年生以上の生徒、そして高校生もコラボ・スクールとして活用しているから、環境を整える必要があると思っているという答弁があるんですけども、この9年生までの義務教育と、この高校生のコラボが使っているところの環境整備について、次年度どのような……。今のままでいったのでは学童保育施設でもやっぱり手狭感があるとか、いろんな諸課題もあると思いますけども、どのように認識しておりますでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 確かに7年生から高校生まで70名以上が登録して通っているわけですが、実際、このOLA Iを使っていく中で、どうしても体験型と学びのほうと、時間を分けてはやっているんですが、なかなか難しいというところで、この12月からはまた寺野のほうの施設のほうに移って、7年生以上のコラボ・スクールのほうは進めております。

そのためにですね、きらりの仮設の2部屋も借りて行ってきたところではありますが、やはり今のOLA Iの場所だけでは十分ではないということで、今コラボのカタリバさんも含めて、どのように今後やっていったらいいかっていうことを検討しているところ

であります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 12月から寺野に移っているというのは承知していませんでした。手狭感だけっていう話で伺っていたので。

いずれにしても、狭隘な環境の中で今の事業があるっていうことの現実がある。ただその本当に幅広い学年が使っているのも、それが1カ所の建物でやっているという弊害もありますよね。

ちょっと話はそれるかもしれないけど、例えば大槌学園の運動会をやったときに、1年生から9年生まで同じ運動会をしたときのやっぱり体型、年代、あと理解力とのギャップ、ものすごく差が見えたっていう話を聞きました。余りにも生徒がいっぱいだったから、本当にこれで9学年一緒の運動会がいいのかどうかという話も聞いていましたけれども、それと同じで、対象になる子供たちを守ってあげたい、保護したい、いい環境を与えたいがために、それが飽和状態になっているっていうことなので、何か、寺野にまた移ったからそれでいいのか。ただ、寺野は寺野でまた目的がいいの悪いのっていう話があったので、そこら辺をすぐすぐこの29年度で解消しなくちゃいけないか、30年度寺野が引き続き使えるのかどうか等については承知していませんけれども、まずいずれ、子供たちがきちっと勉強できる環境をつくるのが大人の役割ですので、それがどういふことなのかっていうことを再度確認しながらやっていただきたいと思います。

それで、預ける親、利用する生徒にとっては、放課後児童クラブであろうが、子ども教育センターであろうが同じことですよね。制度に違いはありますよ。片方は教育委員会管轄、片方は民生だから、制度に違いはあるけれど、行く子供たちはそれを線引きできないわけですよね。そういう違いもあるので、ぜひそこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

放課後児童クラブがまず3月末にできて4月からの運用というような今計画ですけれども、そもそも放課後児童クラブっていうのはどういう場所で行われるっていう政策なんですか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 放課後児童クラブにつきましては、保護者が就労等により日中家庭にいない子供の生活の場を確保するというのを目的としているものでございまして、実施をする場所につきましては、現在の国の方針といたしましては、まずは学校

の空き教室を活用するというを優先すると。そのほかに、現在当町で整備を進めております単独の施設としての放課後児童クラブ、あるいは既存の他の公民館等の児童館等の施設を活用するという方法もございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 今でてきた公民館。学童をやるときに、今までは従来、任意でやっている保育園さんに見てもらおうとかいろんな施策もありましたけれども、公民館という答弁が出てきました。

そこで、放課後児童クラブは、町が指定してどこでも運用できると思うんです。なので、例えば吉里吉里においても、今度公民館が3月にできるというようなことを鑑みれば、昔子供が家に帰っても親がまだ仕事だから、来てないから、公民館に帰って行っていったら表現がおかしいかもしれないけど、公民館にランドセルを置いて、公民館の館長さんにたいて言いつつながら、ホールとか会議室の中で勉強したっていう時代がありました。そういう時代が今ないのかって言ったらあるかもわかんないけれども、そういう活用をすることが、本来の公民館であるべきだと思う。子供のためにはですよ。

それを今教育委員会管轄で公民館の事業のあり方とか、いろんなメニューがあり過ぎて、それを今排除するのか排除しないのかわかりませんが、そういうあり方が地域にとっての公民館事業だと思うんですよ。

そういう考えについては、教育委員会サイド、公民館の活用について、子供の受け入れについてはいかがですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 公民館の目的はさまざまありますけれども、今芳賀議員がおっしゃったような中身についても、やはり地域としての施設でありますので、そういう使い方もあるんだろうなど。

ただ、もう少し詰めていかないと、誰がお世話するのか、けがをしたらどうするかと、必ずその問題が発生してきますので、震災前も安渡の公民館でも子供たちが今言ったような状況で使っていました。

ただ、おらどが使うときは金とって、わらしが使うときは金とんないのかというような問題もあったりですね、そういったものを、きちっとした制度的なものも確立しながら使っていくと。

せっかくつくった施設でありますので、有効な活用方法を探っていければと思ってい

ます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 全くそのとおりなんですよね。

せっかく施設があって、つくって、目的もはっきりしているのに、じゃあ公民館でそれを活用していいよって言ったときに、館長さんが留守だったときに、そこでけががあったときに誰が責任をとるのかっていうふうな話になってくるんです。

やりたいことはわかっているんです。地域も親も子供も、それを望んでいるんですよ。でも、一歩踏み出さない、そこにいろんなルールがあるんですよ。それをやっぱり何でもそうですけれども、これが心配だ、あれが心配だったら何もできないわけですよ。それを全部手当てするっていったら、財源がっていう話になる。

それを、例えば吉里吉里の事例を出しますけれども、吉里吉里公民館の事業の中において、こういうようなフォローはできますよってということで、ただいろんな危険性もありますよということを了解した上で活用してもらおうとかね。最終的には家庭の責任、親の責任じゃないと、いる時間帯だけは最低責任は負うけれどもってということで実施するとか。そうじゃないと何もできなくなってしまう。せっかく立派な公民館をつくっても、活用がされなければ何のためにつくったか。災害復旧でただ箱物をつくりましたという話ではないわけだから、ぜひそのような取り組み方をさせていただきたいと思いますし、今のようなニーズがあるってということなので、それを展開していただきたいと思います。

放課後子ども教室の対象年齢が今2年生から6年生、それを拡大しますよというようなことで答弁をいただいておりますが、今2年生からなんですよね。何で1年生がだめなんだという話で、1年生は早く帰って親の責任なんだという概念だったのか、そこら辺は承知しておりませんが、それを子ども教室であれ児童クラブであれ、対象年齢が1年からというようなことで拡大をするというような答弁の解釈でよろしいですか。それとも、やはり子ども教室は、やっぱり2年生なんですかね。どっちでしょうか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 放課後子ども教室のほうの対象児童は、大槌学園の児童ですけれども、ここには学童があるということと、それから1年生っていうのは、やっぱり子ども教室で行っている自分で選んで体験する活動にはまだ早いかなということで、その預かりを目的としている学童のほうという意味合いで2年生からとしております。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 大人が解釈する今の制度の話はそのとおりなんですよね。

ただ行く子供、1年生を持つ親にしてみれば、子ども教室であろうが児童クラブであろうが、働いている間は保護してほしいというのが親の願いなんですよね。

制度の違いがあるので、1年生のうちはこっちなんですよと、2年生からはこっちも選べますよ。2年生になれば選べるぐらいの知識が備わってきたから、どうぞ子供たち選んでねっていう解釈なんだと思いますけれども、いずれ私の言うのは漏れのないようにしていただきたいというふうなことです。

答弁の最後のほうに、現在、夏休みなどの長期休業も含めて6時半まで受け入れを行っているというようなことで、私、長期休業中はやってないと思っていたんですよね。確かに夏休み、冬休み、春休みとありますけれども、全て6時半までやっているということによろしいですか。これは児童クラブのほうなのか、学童のほうなのか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 午後6時半まで受け入れを行っておりますのは、学童のほうでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） それであれば特に要望はないんですが、ただこのアンケート調査の結果を見ると、それ以降もやってほしいということなんです。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 時間の拡大につきましてアンケート調査の内容でございますが、もちろん6時半を超えて預かってほしいという御意見もありましたが、もう一つですね、長期休業であれば朝からお子様の受け入れを行います。ただ仕事の関係で、朝の時間を前倒して、例えば7時半から受け入れてほしいという御要望もあったところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 言葉には、あればいいものとなんてはならないものと、あつてしかるべきものであつてそれが住民の生活に寄与するものであればあつたほうがいと。あればいいのは、みんなあればいいって言うんですよ。だから、それがどこまでどういう線引きでやるのか。

私が気にしたのは、例えば今6時半までやっていて、アンケート調査の結果、受け入れ時間の拡大を望む声が寄せられているというから、これが朝は全然想定していなかつ

たんですが、7時半になるのかな、じゃあ7時半になったときに7時半まで就労している人は誰なのかなとかね。

あくまでも就労している——そうじゃないと、あいているから行け行けって行って、家庭で本来は過ごさなきゃいけない時間もそこで過ごしてしまっっていう話ですよ。

線を引けっということではなくて、そこは微妙な解釈だと思うんですけども、やはり内陸のほうでもありました。早朝預かり保育をもっと早くしてくれないかと。自分の勤務時間があるんだっっていう話だとかね。いろんな話があります。

でも、それを行政側が全てやっていたのでは、もうパンクしますので、それは働く親と企業さんとの話だと思うんですよ。子供がまだ1年生なので早番免除してくださいよと、それは企業努力ですよ。

これが何か民生とか保育とか教育のほうに全部かぶさってきてしまっているっということもあるので、そういう意味では、私は縦割り行政の弊害というのはそういうところできちっとしてほしいですよ。

そういう利用者側、住民側が使うときに、制度設計ではなくて、それはもうオープンでいいんです。垣根がなくもいいんですけども、自分たちが、役所の人間の人たちが制度上仕事をするとき、それをきちっとわきまえて、じゃあどういうふうに制度設計したほうが、大槌町の子供たち、家庭、みんな喜んでもらえるのかということ、ぜひ考えてほしいっというところがあります。

子育て環境のあり方の最後ですけども、いずれ安渡保育所を閉所して、公立保育所が大槌には30年度にはなくなるという方向性、それは十分理解をしております。ただ公的責任、今までも大槌保育所を閉所したり、小槌を閉所したり、いろんな変遷があります。最後が安渡っっていう話で、安渡がクローズアップされるんですけども、そうではなくて、町長が以前、所信表明だったか行政報告の中で言っている公的責任は継続するんだと。箱物はなくなっても、公的責任は、保育、幼児教育でもいいんですけども、そういう責任はやっぱり公にはあるっということで私は解釈しています。

公的責任っというのは、具体的にはどのような責任を感じておられるのかお願いします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（才川拓美君） 今回の安渡保育所の閉所に伴いまして、町内の保育環境の整備につきましては、民間の保育所の協力を得て行うこととなります。その中で、安渡保

育所閉所にもかかわる話ですが、同様の共通した課題として保育士の不足ということが挙げられてございます。

安渡保育所を閉所することとなった要因の一つに、やはり保育士の確保が難しいことによる運営の継続の困難ということが挙げられております。

これでもってその民間の保育所にこれから保育をお願いするに当たって、要は、民間の保育所でも同様の問題が生じているということは、町としても認識をしておりますので、民間の保育所の保育士確保を推進していく上で、町として何らかの支援を行っていくということが必要になるものと考えておるところでございます。先ほども町長から御答弁申し上げましたとおり、来年度当初予算の中で、具体的な取り組みを今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 保育士不足で、国が施策として打ち出している保育士宿舍の借り上げ制度、これはもう国の施策でありますからそれに乗るっていうのは、これは大槌の独自の施策ではないと思います。

それは活用すべき、単純にそういうルールがあるので、それに乗るということで、私が思う公的責任というのは、今の保育士確保の支援もそうなんですけれども、例えば、役場職員という事例の中に保育士がいなくなるわけですよね。そうすれば、活字で言えば、保育士不足はそこにはなくなるわけですよね。

そういうものを含めて、例えば人的責任だったり、財政的な責任だったり、そういう公が負うであろう精神的な負担だったり、設備が老朽化していけば設備の更新という負担だったり、そういうものを全て民間にお願いをするわけですよね。

その公的責任のあり方っていうのは、29年、30年だけの話ではなくて、やっぱり負っていただかないと、民間保育所の園長先生方の会議で、どのような、その将来像まで含めた考え方が出されているかわかりませんが、いずれそういう責任が公にはあるんだというようなことで私は認識していますけれども、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 確かにそのとおりで、やれることは当然支援、バックアップはやっていくと。そういう中で、一番やっぱり行政として必要なことは、継続して保育環境をちゃんと提供していくことです。だからそれが施設の改修であったり、人員の確保であったり、そういった部分であると思います。

だから、公立保育所がなくなったから保育行政、何もしないというわけではなくて、そういった部分でちゃんと先まで見通して、そういった施策を打つてというようなことは責任だと思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひそれをお願いしたいと思います。

今、民間の幼稚園と保育所を改築だったり改修だったりしてやっています。

今後やはり予定されている保育所もあると聞いていますので、逆に言うと、公立の保育所がなくなって修繕も何も、改築も何も、財政的にも負担にならないわけなので、そこにはきちっとしたものを、手を差し伸べていただきたいというふうに思います。

ちなみに、花巻では、今度は逆に待機児童が多いので、空き教室だとか、先ほど新聞をコピーしましたがけれども、いろんな施設を使って、3年間限定で小規模保育所をするという話があります。子供がふえればふえたでこういうことも考えられるっていうようなことです。これは緊急措置だと思います。花巻でも3年間限定でと。

結局、半永久的にニーズがあるかといったら、行政の人口予測をとってみれば、どんどんどんどん子供は減っていくわけですね。そういうのも今度は予測しながらいかないと、やっぱり箱物っていうのは非常に大きな整備、あと運営、先ほどの公営住宅じゃないけれども修理・修繕・維持。いろんなものを鑑みながらやっていかないといけない。

それを今回民間さんをお願いするわけだから、そういう負担を民間にお願いするというのを、どうぞ認識しておいていただきたいかなというように思いますので、よろしくをお願いします。

それでは続いて、災害公営住宅の家賃についてというようなことで質問を取り上げました。

きのうから、このことについては議論があるところですが、私が言わんとするのは、家賃を減免してくれっていう話もそうなんです——そこまででもないんですが、例えばけさの岩手日報さんに、きのうの局長の答弁で15万8,000円を21万4,000円に引き上げることで、収入超過者の額の引き上げを検討していると答弁したというふうな記事がありました。

先週でしたか、陸前高田のほうで25万幾らっていうような数字が出ていたりするんですけども、ちょっとおさらいをさせてください。

15万8,000円というのを、町民が見る、例えば耳からだけです。15万8,000円の給料

でどうやって生活できるんだよってという話になっちゃうんですね。

15万8,000円とか21万幾らってというのが、ある程度の式をもって、控除があって、出てきたお金なわけですよ。そこら辺を何かの機会に説明するほうがいいのか、町報にそういうことなんですよって。

だから、私も計算しました。

ただ15万8,000円にひっかかるかどうかってというのは、単身でも300万近い収入、給与額がないとそこにひっかかってこないわけですよ。それが配偶者なり子供があれば、どんどん控除額が多くなっていくわけなんで、そこら辺の答弁よろしくお願ひします。

○議長（小松則明君） 住宅課長。

○住宅課長（石橋欣也君） 御説明いたします。

15万8,000円という数字でございますが、それは政令月収ということでございます。これは、全世帯の所得、給与所得とか年金所得、いろいろございますけども、所得から各種控除ということで、例えば、同居する親族1人当たり38万円とか、特定扶養控除ということで1人当たり25万円ということで、いろいろ控除されてございます。それらを控除した額を12カ月で割った数字が15万8,000円という政令月額を超えるか超えないかという、そういう数字になってまいります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） だから、本来の15万8,000円の意味ってというのはそこなんですよね。15万8,000円の給料ではないわけですよ。そこで非常に大きな差があるんですよ。だからその15万8,000円がひとり歩きしてしまうと、15万8,000円以下の人しか入れないっていうふうに、周りが思ってしまうということですよ。

あと、先ほどの前段議員の答弁でもありましたが、現在319世帯のうち約30世帯、約1割、私の答弁の中では、660を超える町営住宅ができるんだと。それが単純にその率をかければ約60世帯ぐらいっていうふうな話になります。

私が気にするのは何かって言うと、今役場のほうで低廉事業だとかいろんな事業があってそれに乗かって、15万8,000円をきちっと管理して近傍家賃を設定していくことによって、交付金等でもらえる補助金があるわけですよ。それが、例えば15万8,000円、21万円に引き上げたり25万に引き上げたときに、本来もらえる補助金がもらえなくなるっていう危惧もあるわけですよ。

そこら辺を私は気にするんですけども、それが15万8,000円に引き上げればその補助金というのが来るんですかね、来ないんですかね。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 今回収入分位を50%まで上げることはできるんですが、21万4,000円までというのは、これは家賃収入補助の対象額ですので、この収入超過の世帯をですね、21万4,000円まで上げてその補助金は来ます。

ただ、これが今までどういったことでなかなか改正に踏み切れなかったかということ、もともとの公営住宅の空き室がなくて満員なので、さらにこれを引き上げるということが今まではこの市町村でもなかったと。

ただ今回の中では、町の場合であれば、一気にこの震災後に建ったので、これを21万4,000円まで上げるということは当然あります。

これは基本的には、条例で言えば、入居者資格のところにかかわりますので、これは被災とは関係ないので、全く被災していない人でも、今後は、入居者は21万4,000円まで入居することができるというような改正になります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） そうなんです。だから、災害公営住宅と従来の公営住宅等の、なんていうのか、制度の区切りの年というか、いろんなことを考えていかなきゃならない。

我々も住民の意見を聞きながらここで発言しますが、いやあ被災者じゃない人も入れてほしいよねとか、こんなに建てたんだったらあくべじゃと、せっかくあいてるんだったら家賃を取って誰でも入れたほうがいいんじゃないか。今後考えなければならぬいろんなこともあるわけですね。やっぱりそういうのがあって、今の答弁につながっているっていうことも、我々も理解しないとイケない。

1月には勉強会をしてくれるっていう話なんで、ぜひしたほうがいいと思うんですが、ただ、そもそものこの近傍家賃と呼ばれる額の設定、きのうからの答弁の中で、低所得者対策で、結局、公営住宅法にのっとって設定されているものと解釈しています。ということは、災害公営住宅とは言っているけれども、そこに対するものっていうのは、建築費補助の割合だったり、あとは今後の修繕等の維持費の補助金だったりっていう確かにメリットはあるけれども、抜本的な法律は何も変わっていないわけですね。

本来であれば、災害公営住宅っていう名前なんだけれども、我々も議会で承認した責

任があるから、今さら何言うんだと怒られるかもしれないけど、我々がつくって欲しかったのは、本来は被災者住宅のほうですよ。そうだったはずなんですよ。

ただその法律をつくらないで、公営住宅法に災害用をのっけてそのまま法律がスタートしているという弊害が、今、各自治体で出ているっていうようなことが根本的な問題だと思います。

15万8,000円以下の人しか入れないような、5,000世帯の町に600以上のそれが維持管理できたら、税収のない町っていうふうに看板を上げるようなもんですからね。そういうことではだめだと思うんですよ。

くどくど言うのは、21万に引き上げても、今後町に入る補助金に減額がないということで一安心したところもあるし、近傍同種家賃のそもそもの考え方っていうのが、10万になるとか12万になるとか、そもそもの考え方について、簡単でいいですのでちょっと説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） そもそもなんですけども、これは、建てた建設費、あとは土地の評価額、それに対してですね、全てこれは国土交通省令で定めているんですが、例えば修繕率は2.2%掛けるとかですね、損害保険料を4%掛けるとか、全部パーセンテージまで決まっています、それを一つずつ1戸当たりの月額でそれを掛けていって、それで全体の近傍家賃額を計算すると。

その額が、基本的には、民間が建てたとしてもこの住宅の基本的な維持管理料だと国が定めておまして、その部分と、いわゆる実際の入居者からもらった家賃の差額の部分を2分の1だったりあるいは8分の7、6分の5というところで、国が10年間から20年間、補助していただけるという、あくまでもそういったものでございます。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 先ほどの答弁の中で、今の家賃の平均額が1万円ちょっとという話でした。例えば、末広町の災害公営住宅、民間企業があれを建てて、本来家賃でそれを維持管理していくとなれば、大体月額どのぐらいの家賃なんですか。近傍同種家賃と全く考え方、性格が違うと思うので。

あれを例えば建築費で、コストで割って、40年で償却するのかわかりませんが、そういうのをやっていったときに、大体どのぐらいの家賃の設定になるんでしょう。

そういう計算をしたことありますか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 正直そこは、ちょっと不勉強でして、わかりません。一応、耐用年数は70年です。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 70年間の中には、必ず維持管理・修繕が入ってきますよね。経年劣化もあるでしょうし、それらの費用を含めて家賃計算をしていったときに、あそのマンション型が大体7万とか8万とかっていう数字が出てくるか。

逆に言ったら、民間企業であれば、それ以上町民からは家賃として取れないから、余り過度な設備をしないだろうというふうな予測が出ます。

そうなれば、その上限の設定、近傍同種家賃というその性格上、式に当てはめたときに、家賃は13万円ですよとあって、それはそっちの計算はそれはそれでわかります。ただ、入っている人から見れば、いくら高くても民間の相場が7万円で、7万円あれば建っているのに何でっていうふうな話なんですよ。

それは何でかって言ったら、結局、高所得者はペナルティーなんですよね。ある一定以上の収入者が公営住宅に入るということは、あなたは高額所得だけれども低所得者用の住宅に入るから、あなたの収入から割りかえしていったら13万になりますよというのがこの近傍同種家賃のそもそもの考え方ではないかなと思っていますけれども、違いますかね、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○13番（芳賀 潤君） 実際、土地のことはさておいてですけども、実際末広町の町営住宅の建設費、戸当たりの建設費を見ると、盛岡のマンションの価格とさほど差がない。

だいたい盛岡のそういった賃貸マンションの価格を見ると、15万とかということで見れば、近傍同種家賃がそれほどそこから大きくずれているかということ、それは違うんじゃないかなと。

ただ、高額所得者になった場合は、逆にこの近傍同種家賃を2倍かけることができるっていうのがあって、それがいわゆる退去に対する措置として、会計検査院とかでもきちっとやっているかというふうな話になるんですが、逆に言えばそれがペナルティーというふうに思っています。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） 私はある一定の計算式で、例えば年収で500万円以上ある人、控

除を引いていって、本来であれば低所得者対策のところに入っているわけだから、本来の家賃は7万円なんだけれども、あなたの収入から見たら1.5倍にしますよっていう、単純にですよ、いろんな計算式があるわけですけども、そのような理屈かと思っていたら、もうそれだけでもない。非常に深いんですよ。

だから、いろんな市町村の事例を私も見ました。設定の考え方から見ましたけれども、各市町村によってもやっぱりばらつきですよ。答弁にあるとおり建設時期、あとは資材、総額、いろんな割りかえしがあるんで、なかなかこれをいっぴひとからげにはできないと思います。

ただ、私がもう1回最後に言いますけれども、いずれ減免をすることによって、減免してもらうのは、それは住民はありがたいですよ。

町の将来的な負担が仮にかさむんだとしたら、先ほどの前段の議員の答弁には賛成なんですけど、やっぱりそこをちゃんと見ないと、高額所得者の人を単純にですよ、減免しようと思って低額所得者の人の分の税金を使ってしまうような変な理屈になってしまうので、そこら辺の線引きだと思います。

ただ、今局長が盛岡で建てて割り返してマンションを買ったときっていう話をされましたけれども、そこに補助金という性格があるので、そんなに十何万もするような、月額十何万もするような建物だとは到底思えないし、RCはともかくとして、長屋もあれば戸建てもあれば木造もあれば、いろんなものもありますからね。

そこら辺で、きのうも170種類もあるっていうようなことだったと思いますけれども、ただ170種類っていうのは、ある程度の幅で公表してもいいんだと思いますよね。大体ここら辺だといくらって限定すると個人が特定されるのでっていう話をされましたけど、この住宅の5階のレベルだとこのぐらいなんですよという程度は言ったほうが、大体皆さんも認識されるんじゃないかなというふうに思いますので、そこら辺は前向きに検討をぜひしていただきたいかなというふうに思いますので、時間があったら、また戻ってここにはきますけれども、ただそもそもの考え方が公営住宅と災害公営住宅に大きな制度設計自体の差があるということ。

ただこれは、被災地はみんなこれで苦しんでいるのだとしたら、国にやっぱり要望すべきですよ。

今後、ここにも来るかもわからないけども、南のほうには確実に来ると言われているわけですよ。

そうすると、同じ制度設計の中で、同じ事業がスタートするわけですよ。そうなったときに必ずこういうしわ寄せが来るので、こういう大規模災害だとか津波に特化した災害のときには、近傍同種家賃だとか災害公営住宅のあり方だとかっていうのを、こういうふうにやっぱり変えていかないといけないのではないかと。

局長は、この席にしてずっとこれに携わっているだろうから、この考え方が根本的に不具合だとかおかしいとか、本来こうあればいいだろうという姿を持っているんだと思うんですよ。それが行政の引き継ぎだと思うんです。

例えば、大槌だけではなくて、隣も、その隣も、宮城も福島も、みんなそれで悩んでいるわけだから、それを今後繰り返さないために、やっぱり声を上げていくべきだと思いますので。なるかならないかは、それは政治判断ですから、それは政治家さんに頼むというようなルートも持ちながら、ぜひ取り組んでいただきたいかなというふうに思います。

それでは3番目、介護保険サービスを支える人材の確保について。

理屈は確かにこのとおりです。ただこれが普及していないというのが実際です。

私も、沿岸地区の老人ホーム協議会の会長という立場の中で、県に行って申し上げたりいろんなことをやっています。

保育の家賃の借上げとは、全然額の想定が違うんですよ。これは、かかったものの2分の1で、50万がマックスですよ。保育園は、月額8万円で4分の3出るわけだから、人材が足りない、民生部所管の人材が足りないのは、どこでもなっていることなので、県に提案したのが大槌町だけだったということで、大槌町が先駆けになってよかったかなというふうな……。私も会議の中でいろいろそういう要望あげてくださいねと……。

結局県も、予算はつけたけど使わないと削られるわけですよ。

ニーズがあるのに制度を理解していないとか、みなさん御承知おきいただきたいんですが、この案内、県が補助金をつけてこういう事業をやるっていう案内が、役場に届いていないという実態があるんですよ。おかしいですよ。

公の補助金なのに、役場に照会がなく、民間の事業者にだけ行く。民間はこれに乗りたくないな乗りたくないなと、町に照会すると町はそういう文書が来ていないという話になって、県も反省していましたので、そこら辺は今後是正されると思いますけれども、いずれにしても、町の子供たち、町のおじいさん、おばあさん方、高齢者を支える人です

から、何かしらのすべがあってもいいのかなというような気がしますし、もし機会があれば介護事業所っていうのは、老健さんもあるからだけでも、介護職員だけじゃないんですよ。看護師さんもいれば栄養士もいれば、リハビリの先生もいるっていう、さまざまな職種があるので、介護者だけに特化してしまうと、今、国でやっている介護職員の給料を上げろ上げろと言って、介護職員だけ上がっていくから、事業所内は不満が出てき始めるんですよ。そういうことにならないように、ぜひ県に対する何か折衝があればやっていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 長寿課長。

○長寿課長（阿部慈郎君） お答えします。

今後国とか県のほうにもあれなんですけども、実際にどのようなニーズっていうか、実態のほうも確認して進めたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ことしの事業で、一戸だったかな、違ったらごめんなさい。やはり、高齢者の施設だったか病院だったか、ちょっと今うろ覚えだったんですが、やっぱり看護師不足で悩んでいて、そういう事業をしたところに役所のほうで教育費を補助して看護師さんを養成するという事業がスタートしている市町村もあります。

それだって、これは確保対策の補助金だけでも、もう過疎地は養成から始めないと人は来ないんですよ。求人票を出したから応募があるわけじゃないじゃないですか。

足りない足りないと騒いでいるだけじゃないですか。保育所もそうです。そこに何かオプションをつけて、少しでも待遇改善をして呼び込まないと住民は保護されないという現実があったときに、あらゆる制度設計を考えていかないといけないということになると思います。

そういう中で、今、ドクターが一番わかりやすいですよ。うちの町に来たら1億ぐらいの補助金を出して、学費を支援して。どうぞ無医村を防ぎたいという、全くそれと同じで、やっぱり支える人材がいないと話にならないということなので、ぜひそういうところにも前向きにいつてほしいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

医療も含め、介護も含め、さまざまに人材確保をしなければ、町のそういう状況はつけれないと思いますので、さまざまなこれから総合計画もつくりますから、そういう中

では人材確保という点で考えていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君。

○13番（芳賀 潤君） ぜひよろしくお願ひしたい。

そのためには、そういう事業所、小規模も含めれば町内に10カ所ぐらいあるのかな、事業的にはあると思いますけれども、そこら辺ときちっと話し合いも持ちながらやっていただきたいというふうに思います。

最後の町道環境については、環境整備課長、重々承知のとおりどうしても不具合があるんですよ。いいところとの差が。それをどうぞ定期点検をしながら、見ながら、年次計画でやっていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（小松則明君） 芳賀 潤君の質問を終結いたします。

1時20分まで休憩いたします。

休 憩

午後0時10分

○

再 開

午後1時20分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 新風会の東梅 守でございます。

議長のお許しが出ましたので、通告書に従い一般質問を行います。

まず1点目に、不適切な事務処理に係る処理経過についてであります。

10月12日に開催された議会全員協議会において、平成28年度事業にかかわる不適切な事務処理についてということで、我々議員に説明がありました。

その際の説明では、教育委員会の職員が28年度に支払うべきものを支払っていなかったことが業者からの連絡で発覚し、その後の調査で、その職員が立て替えて払っていたものが4社、未払いとなっているものが4社あることが判明し、支払い手続中のもの1社分を除き、正規の手続で処理したと報告されました。

さて、この事件の発覚から1カ月以上が経過し、その間、議会全員協議会は2回開催されていますが、その後の経過について何の説明もされていません。

支払い手続中であった1社についての経過報告、当該職員の処分あるいは再発防止策の実施状況について等、議員への説明がなされていないのは、何も進展がないからの

でしょうか。この事件にかかわる処理経過について伺います。

また、10月12日に開催された全員協議会での説明では、立替え払い、未払いとなったものについて8社とだけ説明があり、その詳細について説明がありませんでした。

しかし、翌日の新聞報道により、件数は11件で、その中には工事金額が20万円を超える入札案件が含まれていたことを知りました。当該事業の詳細について改めて説明を求めます。

我々議員には説明されていないことが翌日に新聞報道になるということは、どのような経緯からでしょうか。

全員協議会において説明しなかった理由と、議員への説明に対する当局の対応、姿勢について伺います。

二つ目に、鎮魂の森の整備計画についてお尋ねいたします。

先日の全員協議会で鎮魂の森整備計画について説明がありましたので、以下のことについて質問をいたします。

鎮魂の森整備は隣接する郷土財活用湧水エリアと一体で計画・整備されるのか。

2点目に、築山に使用するのは、当初の予定どおり瓦れき残土を使うとのことですが、説明のあった築山の規模と瓦れき残土量に整合性はあるのか。また、瓦れき残土が残った場合の処理のあり方についてお伺いいたします。

3番目に、鎮魂の森の整備にかかわる具体的な施設等の計画については、「東日本大震災津波において犠牲となられた方々の追悼・鎮魂、津波被害における教訓の伝承、復興への思い、憩い・交流空間の形成などの観点から検討」と説明がありましたが、主に追悼・鎮魂についてどのように考えているのか伺います。

また、以前この計画案が出された際に、同僚議員から犠牲となられた方々の名前を刻んだものの設置の提案がありましたが、この中に含まれているのかお伺いいたします。

よろしくお伺いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、不適切な事務処理に係る処理経過についてお答えをいたします。

10月12日の全員協議会の後、残っていた1社につきましては、10月20日に入金を済ませております。

当該職員の処分につきましては、現在、大槌町職員懲戒分限審査委員会に諮問をした

ところであります。

再発防止策につきましては、現在チェック体制の強化を図っているところであります。組織としてのチェックはもちろんのこと、支払いにおくれが生じた場合、業者と担当のやりとりだけではなく、直接財政や出納に業者から連絡を入れる仕組み等も考えてまいります。

次に、当該事業の内容について、議会全員協議会において説明がなかった理由につきましてですが、全員協議会の報告後、各報道機関による囲み取材が廊下で行われ、教育長と学務課長が対応いたしました。記者からは、さらに具体的な内容を知りたいと、さまざまな質問があり、全員協議会でお話しした内容からそれないように答えたところであります。

入札が必要な案件につきましては、130万以上だと入札が必要になりますが、今回の工事は入札が不要なものであります。

議員の方々への説明につきましては、今後も適時に説明し、丁寧に進めてまいります。

次に、鎮魂の森の整備計画についてお答えをいたします。

まず、鎮魂の森整備と郷土財活用湧水エリアとの一体計画・整備についてお答えをいたします。

鎮魂の森と郷土財エリアの整備に当たっては、防潮堤工事の進捗などのさまざまな要因もありますので、一度に整備ができるかどうかは現時点では明言できないところであります。円滑に、また経済的に工事が進められるよう、調整を図りながら進めていきたいと考えております。

次に、築山に使用する震災発生土と震災発生土の土量の整合性についてお答えをいたします。

盛り土に必要な土量については、基礎造成地盤の高さ等が決まらないとはっきりしないところでありますので、基本計画や基本設計を進める過程で、具体的な土量を積算していきたいと考えています。なお、震災発生土については、現在、町方地区の災害危険区域エリアに約2,300立方メートルを確保しているところであります。

前述のとおり、具体的な土量については、今後基本設計の中で積算することになりますが、過大に確保しているものではないので、震災発生土が余る想定はしておりません。

引き続き、関係部局間の調整を密にさせ、御指摘の懸念が発生しないように取り組んでまいります。

続きまして、追悼・鎮魂についての考え方についてお答えをいたします。

鎮魂の森基本構想において、当該施設については、犠牲者への追悼・鎮魂、震災による被害と教訓の伝承、復興への思いの継承、憩い・交流空間の形成の4項目を基本方針としているところであり、犠牲者を思い、供養することが町民の心の復興につながるという考えのもと、日常的に犠牲者の追悼・鎮魂を行える場となるよう整備を進めていくこととしております。

また、犠牲となられた方々の名前を刻んだものの設置についてですが、津波で亡くなられた方々を思い、供養し、心の復興を果たすとともに、津波の悲劇を忘れないために何が必要なのかということに立ち返りながら、これから開催していく町民ワークショップ等でも住民意見をつぶさに聞き取りながら、しっかりと検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） まず1点目の不適切な処理について、再度質問をさせていただきます。

東日本大震災以降、町発注の事業は膨大となり、担当職員の事務量もまた多く、昨年度は大槌学園の完成・移転など、学務課の仕事量がふえた中での事案ではないかと考えていますが、だからといってこのようなことがあってよいとはならないと考えます。

処理の経過に関し、答弁ではただ単に未処理のものの入金を済ませたで終わっていますが、それで「はい終わり」でいいのでしょうか。

不適切な処理に至った原因や責任の所在については触れられていないので、改めて事の経緯について何点かお聞きします。

まず、最初に担当職員が担った修繕工事等の時期と内容について、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） お答えいたします。

まず全協でも報告いたしましたとおり、5月に未払いのものがあったということで、このことについては、5月中に教育委員会のほうで正規の手続をいたしました。そのあと、6月から7月……（「処理した内容ではなくて、どういう……」の声あり）わかりました。中身につきましては、修繕、それからあとは大槌学園の建設に係る工事の中身であります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この修繕については、仮設の小中のところでも、当然的に床がぼろぼろになったりいろんなことがあって、大槌学園の新築、それから移転に伴い、いろんな繁忙期であったことは十分私も承知しております。

そこで、じゃあ次に、担当職員の職務の経験値はどれほどあって、恐らく1人で担当していたように説明では受けられるが、その担当職員の経験値はどれほどのものだったのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 50代の職員でありましたので、さまざまな課での経験を積んでおりました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 50代の職員で、多くの経験を積んだ職員で、今回のような処理の仕方をしたとすればですよ、疑えば切りがないんですけど、過去にもこういうことをやっていたのではないかと疑われても仕方ないような事案ではないかなというふうに私は考えるんですが、そういうことっていうのは、役場内でもしかしたら行われている、要は、金額が大きい工事、入札案件に関してはきちっと手続は踏まれるんだけど、入札手続の要らない軽度のものに関しては、そういうことが行われてきたんではないかっていうふうな気がしてならないんですが、そういうことはなかったのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） あくまでも今回のような事例ということでございますが、これは随意契約においてもきちっと処理しておりますので、今回のような案件はございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 当然的に、ないと答えるのは正解でございます。ないと私も信じております。

この職員が立替え払いをした200万円余り、これの支払いについて、事業者には現金で支払いをしたのか、それとも通常の振り込み——通常は振り込みのはずなので振り込みをされたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 本人が立て替えたものについては、それは本人の口座のほう

に……（「そうじゃなくて事業者に対して」の声あり）事業者に対しては、正規の手続で、町のほうから……

○議長（小松則明君） 学務課長、前段の部分で、個人が業者に払った内容は、現金で払ったのか、どういう形で払ったのか。

学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 申しわけございません。

立替えの仕方ですけれども、相手方の口座のほうに、事業主の口座のほうに入れておきます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 関連して、事業者のほうに、口座に入れたということは、その職員が立替え払いする際に振り込んだということだと思うんですが、関連することなのもう1点聞きます。事業者の方は、全部で確か8社ですか、この8社の方はこれまで大槌町との取引はあったのか、なかったのか、その辺をお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 取引はございました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何でもこういうことを聞くかということ、事実関係として、正直な話、これまで大槌町と取引のある事業者であれば、正規の手続であれば、口座に振り込まれた後にちゃんと大槌町からはがきで明細が行くというふうになっていると思うんですね。いろんな形で大槌町から支払われるものが、1,000円とか2,000円であっても、はがきで我々のところにももちろん通知が来ますし、同じようにされているものと私は思っていますが、その辺はどうなのでしょう。そういうことはされていないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） 行っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であるとするならば、もうその振り込まれた時点で、業者の方に通知が来ないことで、その辺でもう気づかなければいけないこと、事業者さんも気づかなければいけないことだったのではないのかなというふうに私は思います。

ただ事業者さんは、大槌町と名前のもとでやっていることなので、大槌町を信用してというところもあったのかなというふうに思うわけです。

さてそこで、その職員は振り込む際の名目はどういう形で振り込んだのか。個人名で振り込んだのか、または大槌町とか教育委員会とか名前を使ったのか。使ったとすれば、これは例えばですよ、よく言われる公文書の偽造とかそういうものに当たらないのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） 大槌町教育委員会で振り込みました。

○議長（小松則明君） それに関して、法的にはどうかという部分に対して、当局。総務部長。

○総務部長（三浦大介君） それが公的というか、その部分について、今現在、町長から諮問を受けております委員会のほうで、どの事案に該当するかどうかを委員会で決定していくということになります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） これまでの中で、過去のことでこういう事案がなかったのかどうか。それでそういう違反に当たらないのかどうか、その辺もし経験値の高くてわかる方がいらっしゃれば答弁願いたいんですが。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 過去、震災で、津波で、過去の処分、いろいろ過去当然永久保存であったものなんですけども、23年の津波によりまして、震災前のデータは消失してございます。

ただ、震災以降、当然、議員も御承知のとおり、いろいろ公金関係ということで処分ありますので、それ以降の部分を見たときには、私の記憶の中では、この部分についての同様の事案はないものと認識はしております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。

大ごとにはしたくないんですが、ただやっぱりお金が絡んで、職員という、大槌町という名前が出るわけですから。

次に当該職員への処分、今部長のほうから答弁ありました職員懲戒分限審査委員会に諮問をしたところというふうにあります。

今回の事案は、当該職員だけの問題としていいのか。私は、ちょっと違うんじゃないのかなっていうふうな気がしています。なぜかという、過去にも、確か入金の際、住

宅費の不明という事案が前にもありました。そのことを受けて、何らきちっとしたチェック体制がとれていなかった。出るもの入るもの、両方だと思うんですが、そういうことができていなかったっていうことを考えると、当該職員だけでの部分でいいのかな。その辺も後でお尋ねをいたします。

修繕や物品購入を進める上で、担当部署内で共有されていたものと私は考えています。

全員協議会での学務課長の説明では、本来上のほうに伺いを立て、決裁を受けて動き出す、そこが抜けていた、順番が踏まれないまま担当者と業者のやりとりで進んでしまったと、こういう説明がありました。

修繕・物品購入は、その担当職員だけで判断できるものでしょうか。私はそのところ、大変疑問に思っています。

そうであるなら、組織体制にも問題があるし、組織としての管理者たる立場の職員にも同様に責任があると思うが、その辺について考え方をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 今、議員おっしゃるとおり、やっぱり正式なものについてはきちっと文書でもって、そして責任のある判が押されて決裁になると、そこはもう全くそのとおりだと思います。

今お話があった修繕のほうで、特に学校関係につきましては、トイレが壊れたとか水が出ないとなれば、すぐ直してやってくれと、急いで工事にいくと。ただそのあとのきちっとした手続がなされないままだったというのが、問題の根本的なところですよ。

そのところを確認するというのを、きちっとルールっていいですか、そこは手だてを組んでおけば、これはなかったんだろうなと思いますけども、今話したように、短期間に8社、11件の分のそういった修理であるとか工事ということで、なかなか担当のところもそれ以外の仕事もあつたりして、追いつかなかったんだろうなと思っています。

ですので、原則は、やはりきちっとしたそういった文書でもってのことだろうと思っています。

それで、今申し上げましたけれども、微細なことでも、あるいは金額の多寡にかかわらず、やはりきちっと上司に、当然最初は口頭であっても伺いを立てて、よしやれ、じゃあそのあとってということで、決して担当者だけの判断で物事を進めてきたというわけではありません。そこは何らかの形で、課長であれ私であれ、こういうことが発生したので直しますと、この工事やっていいですか、これを買っていいですかというのは口頭

では行われておりまして、繰り返しになりますけれども、そのあとのきちっとした処理が抜けていたというのが、反省すべき一番のところだと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の答弁を聞きながら思ったんですけども、再発防止策の答弁でも、チェック体制の強化を図るとされていますが、そのチェック体制のとき、今の答弁を聞く限りでは、今回の案件は口頭でのみ行われていたのではないかなど。要はそこに文章がなかったことが、大きな原因ではないのかなど。

例えば物品を購入するにしても、修繕をするにしても、恐らく最初に気づいてここを直してほしいという人が、文章でもって上げることによって、次の指示を出すときに、文書を元にまた文書をつくるという、そういうことをやっていけば、もしかしたら起きなかったのではないかな。全て口頭でのみ行われてしまって、次の事案が発生すれば、また担当職員は次のことが頭に入ってくる。口頭で伝わってくる。

そのことで、どんどんどんどん書類が作成されないまま、工事だけが進んでしまったみたいなね、そういうふう聞こえるんですが、今後において同じことを繰り返さないために何をどうするかが一番大事なことだと思うんですが、今回の究極の原因はどこにあったというふうに考えていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 繰り返しになりますけれども、今、議員がお話しになった手続きが欠如していたこと、そこが一番の原因だと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひこの原因というのが一番、こういう事件って言ったらいいのかな、不祥事を招かない手だての一つになるはずです。

原因の究明が一番重要になってくるというふうに私は考えています。

最近では、コンプライアンスのことに関し、不祥事が報道されてもいますが、ややもするとコンプライアンスのためのコンプライアンス的な、過剰過ぎることへの警笛もあるようですが、さきの全員協議会でも、職員の規範意識、コンプライアンスの徹底を図るとあるが、具体的にどのようにするのか、お尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 私たち公務員というのは、とにかく全体の奉仕者だということとは、入庁する際の宣誓書でもうたっていることとさせていただきます。

まず、公務員としてののをはという部分で、まずは初任者研修でも、その部分については研修の中で対応してございます。また昇格、班長なったりとかですね、上がっていった場合、基本的に、例えば町村会で行っている研修にも極力参加するように促して、参加を高めているという状況でございます。

また、今回の件を踏まえまして、年明け、今外部から講師の方を招聘する予定で、今その方と調整中ですが、コンプライアンスということでの部分で全職員向けの研修会を行いたいということで今調整中でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） わかりました。

それで、最近は大槌町でもよくインターネットという話をします。インターネット、要は掲示板に載せてあるというね。いろんな事柄が、大槌町のことが載っています。

その中で、インターネットの掲示板という中に、大槌町がやっているサイトではないですよ、別なところで、大槌町役場内の余り好ましいとは言えない事例が書き込まれている。この事実関係は、書き込みですのでともかくとして、町民や大槌町を知る多くの方は、役場職員への厳しい視線、そういうところで視線を持っているわけです。

地方公務員法第33条には、信用失墜行為の禁止、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない」とあります。

今後において、事実関係だけではなく、原因の究明、責任の所在、厳正な処分など、二度と繰り返さないための的確な対応策など、セットでなければならぬと考えます。そうでなければ、議会だけではなく町民にも説明できないと考えますが、このことについて、町長はどのように考えるかお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） そのとおりだと思います。

やはり私の責任の中では、さっき言ったとおり、こういうことがあっても、しっかりと町民の方々にお知らせをするという責任があると思いますし、またこういう状況になったことに対する原因を突き詰めて、再発防止策というんですか、そういうこともしっかりとやっていかなければならないと思います。

町民の方々の信用を失墜したということは大きいことでもありますので、しっかりと信用を回復できる、そういう取り組みをしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 信用、やっぱり大槌町という信用をなくしてはならないというところが一番大きいと思います。

そのことについては、今回の事例も含め、本来は担当職員だけの責任という形で終わっていいものかというところは、私が思うところであります。その辺に対して町長のコメントがあれば、お尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の考え方としては、よく三役含めてですね、さまざまなことで例えば報酬をカットするという話も、中にはいろんな形で出ますけれども、私が考えるには、私が責任者としてのですね、処分というか、自分に課せることはですね、やはり自分が政策で誤ったこと、法的に間違ったことであれば、それは自分に課することだろうと思いますが、今回の事案みたいですね、しっかりと職員が本来やるべきことをやらないでこういうことになっているということに対して、しっかりと町民の方々にきちっと報告するとともに、その処分を厳正にするということは私の責任でありますので、私自身、また三役の処分の部分につきましては、さっきお話しましたとおり、しっかりと自分が法律を守らないでやった、施策がですね、やはり自分の思った形になっていないと、そういう場合にのみ適用されるものだと、こう強く考えています。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ責任のある立場の方は、その責任ある職責でぜひ全うしていただきたい、そのように思います。

また翌日の全協の後の新聞報道では工事金額、入札の必要な20万円を超え100万円に達する工事もあったとされるような記事の掲載がございました。

これについては、入札案件ではなかったという答弁がありましたけど、この違いについての説明と、例えばこの報道によると、恐らくそれを見た町民の方、町外の方を含めて、何をやっているんだっていうふうに見たと思うんですが、この報道に関して、訂正を求めるといった形はとったのか、とらなかったのか、その辺についてもお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 財政課長。

○財政課長（岡本克美君） まず新聞報道にあります、ちょっとここにある1社の新聞記事がございましたが、入札が必要な20万円を超え100万円に達する工事もあったということでございますが、ちょっと全員協議会の中で、私が20万と出した発言があったと思う

んです。議事録をちょっと確認しました。ただ私は、入札金額ではなくて契約金額というふうにお答えしているかと思います。

通常であれば随意契約できる範囲もですね、工事であれば130万以下でございます。ただ、130万を超えても要は随意契約はできます。ただそれは特別な理由がございます、そちらも地方自治法施行令167条の2で7個だったか9個、案件があつて、それに該当すれば130万以上でも契約ができるということでございます。

ですので、ちょっとこの新聞報道につきましては、ちょっと内容が、多分ちょっと新聞記者の方も聞き間違えてですね、聞いたのではないかなというふうに捉えております。

○議長（小松則明君） それについて対応はとったのかということで、とらなかったということでもよろしいですか。

総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 申し入れはしておりません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今、部長のほうから申し入れはしていないと。

財政課長のほうからは、入札案件とそうでないものの説明もありました。

であるならば、本来であれば、これは早急に、本来はその記事に、要は勘違いをした記者さんにこれはこういうことでこうなんだよと、だからこの記事の書き方はまずいよと、訂正を求めるのが本来あるべき部分だと思うんですが、それを10月からこれまで一切訂正もされずそのままになっているっていうのは、これは先ほどから言っている、例えば、役場内のコンプライアンスにもかかわってくる部分だと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（小松則明君） 学務課長。

○学務課長（小石敦子君） これは、囲み取材のときにきちとこちらで正しい説明をしていなかったという反省点があります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 反省点であっても、事実と異なることがそのまま世間に公表されたままになっているわけですよ。これは、訂正が必要な案件ではないかと思うんですが、どうですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） そのとおりだと思います。

各新聞社の書いているところですね、やはりいろんなことで誤った記事を書いている方がいらっしゃる。積極的な思いで書かれていることは十分承知しながらも、意図が伝わっていなかったり、誤解をして書いている部分っていうのは結構ありますので、きちんとこれから、今まではなかったんですが、訂正が必要な部分につきましては、申し入れて訂正文を載せてもらうような、それを全庁的な取り組みとしていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、そのようにお願いしたいし、我々議員に対しても、町長は以前から物事には親切丁寧というね、丁寧という言葉、「しっかりと」という言葉をお使いになられているわけですけど、やっぱりこの一番最初、本来は、この答弁書を見たときにちょっとがっかりしたんです。私の質問内容に全て答えられていなくて、いつもの答弁書より短いなど。これが果たして丁寧ということになるのかどうか。その辺も含めて、これからはしっかりと、それこそしっかりとですよ、答弁いただければと思えます。

二度とこのような不祥事が出ないよう、これからきちっとやっていただきたいというふうに思います。

次に、鎮魂の森の整備計画についてお尋ねをいたします。

この鎮魂の森は、復興計画、基本計画をつくるときからもう言われて、ずっと計画の図にも載っているもの。そして、これに多くの方から寄附金も寄せられたというところでもあります。

それで、この鎮魂の森の整備計画、今度ワークショップ等を開いて、これから計画を策定するんだということですが、基本的な部分がないと、恐らく俗に言うたたき台ですよ、たたき台がないと、なかなかワークショップのときに何をどう言っているかわからないというところがあると思うんですが、まずその点について、全体の面積はどの程度の面積になるのか、お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 基本構想のほうでもお示しさせていただいておりますけれども、その段階では2ヘクタール、場所については小鍬川水門、大槌川水門を挟んで300メートルぐらいの防潮堤の裏側というふうにしております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） おおよそ2ヘクタールというところが基本の部分になってくる。それが今度のたたき台として図面化されて、この部分だよってというのが出てくるんだと思います。

そこで、ここに築山をつくるに当たって、震災発生土、これを使う。2,300立方メートル、今確保しているんだってという答弁がありましたけど、震災発生土についてお尋ねしますが、これは瓦れき処理した後に出てきたものも多くあるはずですよ。それで、この土には有害物質が含まれていないことの確認はとれているのかどうか、その辺お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） 今度のその鎮魂の森を造成するため、築山をつくるために、資材ということで検討しております。

この資材につきましては、災害のときに発生した膨大な災害廃棄物というものを、そのまま従来の廃棄物処理法にのっとって埋め立てであったり焼却処分をするというのと、またかなり無駄が生じるというところで、有効利用できないかということで岩手県のほうでも要件等を定めて、利用できるように定めているものです。

災害廃棄物を復興資材ということで、土砂系で3種類、それからコンクリートがらの4種を復興資材とするというふうにしておりまして、要件については、あくまでも災害廃棄物を分別して中間処理したもの、あとそれから有害物質を含まないこと、あとは当たり前ですけども生活環境上支障を生じないものであるということで、生活環境上の支障っていうのは飛散であったり、水質汚濁であったり、ガスの発生がないものといったものでございます。

その資材については、復旧復興のために公共工事において確実に活用されることというふうにされておりまして、種類としては、津波堆積土を分別したもので、分別土A種、あとそれから不燃系の混合物の瓦れきを破碎選別した……

○議長（小松則明君） 課長、有害物質があるかないかです。

○総合政策課長（藤原 淳君） わかりました。

あと1種類は、分別土C種の3種類というふうになっております。

これらの資材が適合しているかどうかということにつきましては、土壌分析をしております、自然由来の土壌汚染可能性がある重金属8項目について分析をしております、基準値内におさまっていて、有害物質のほうについて影響は大丈夫であるといった品質

のほうの測定のほうはしております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何でお尋ねをしたかという、隣接する郷土財活用湧水エリア、これへの影響の心配をしたわけでございます。有害物質はないということであれば、それは安心していいものかなというところでございます。

当初、これには有害物質が含まれるのではないかという、震災直後のときには言われて、保管する際にはシートで覆ったりとかした経緯もあったように記憶しております。そういうことからお尋ねをいたしました。

そこで、次にお伺いしますが、この基本構想の中でうたっている憩い・交流空間の形成という部分があります。

それで、私は前段に、質問の中に、郷土財の活用、湧水エリアと一体として整備ができないのかと質問したのはそういうことなんです。

憩い・交流空間の形成っていうところは、むしろこっちの湧水エリアのほうの方がふさわしいのではないかというふうに考えたわけでなんですが、その辺について考え方をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） もちろん湧水エリアのほうでも、そういった憩いとかにについては検討していくべきものではないかなというふうに思いますけれども、鎮魂の森自体もですね、基本的には第一に掲げているものとしましては、追悼・鎮魂ということでもありますけれども、なるべく日常的に多くの方々に来ていただきたいという面から、こちらの鎮魂の森のほうであっても憩い・交流空間の形成というのを上げさせていただいて、これから検討させていただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 私が考えるには、町長の答弁の中にもあるように、日常に犠牲者の追悼・鎮魂を行える場となるよう整備を進めていくというふうに答弁でうたっているわけです。

日ごろからそこが犠牲者のための追悼・鎮魂であるならば、憩いや交流空間っていうのはなじむのかどうか。

実際にその場に行ったときに、片や和やかに交流している場所に、そこにまた鎮魂・追悼という、震災の当時に思いをはせる人たちと一緒にやり得るのかどうか、その辺が

大変疑問に思ったからこのことを聞いているわけです。そういった部分で、何か相容れないような気がするんですが、その辺どうですか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） もちろん御意見いただいたとおりの話は、いろいろ町民の方とか、いろいろ御意見を聞いている中で、確かにおっしゃる部分があって、正直言って御意見がやはり分かれるところが確かにありますので、なので、こちらのほうを今後検討するに当たっては、どちらをより重視するかとかですね、そういったところ、難しい判断を調整しながら検討させていただければなど。そもそも何が優先されるべきかというところはちょっと意見が分かれるところではありますが、その辺の調整を図っていきたくて考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の総合政策部長の答弁を聞きながら、特にも思ったんですが、であるならばなおさらのこと湧水エリアと、例えば財源は別にしても、一体的な整備を進めることで、この文言が生きてくるのかなというふうに私は感じたわけです。

特にも町長は答弁の中で、特に供養することが町民の心の復興につながるとまで答弁しているんですよ。この供養という部分を考えて、特にも憩いであるとか、その交流の場というのとは相容れないものではないのかなというふうに私は思うわけです。

特に供養っていうのは、これは仏教用語から来ているんですが、これは供給資養という仏教用語から来ているわけです。どういうことを言うかという、亡くなった方へものを上げたりとか、お花を上げたりとか、そういうことによって死者を弔うという意味から来ているわけです。

ましてや我々行政がやる部分でいったら、本来は供養という文言がここにあること自体が、政教分離の観点からですよ、ふさわしいとは思えない。本来ここにある文言とするなら冥福というふうな文言になるのではないかなというふうに思うんですけども、そういう部分まで、強い思いを町長があらわしている中で、その憩いの交流空間というところは相入れられるのかなというところが、大変疑問に思うんですが、その辺でどちらを主にしていくのかっていうところをきちっとしていかないと、今後、ワークショップをやる際に、皆さんが一番戸惑いを覚える部分ではないかと思うんですが、その辺についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） 優先順位につきましては、今のところ、基本構想がある、今のところあるだけでございまして、優先順位については必ずしもつけているわけではございませんけれども、やはり第一として、犠牲者の追悼・鎮魂というのを掲げているということ等をよく考えながら、検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひその辺、これから町内で開催されるワークショップで、皆さんがいろんな意見が出せるような形にするには、やっぱりある程度のたたき台になるものが必要というふうに考えるわけです。

文言だけで物事を進めようとするとなかなか進まないの、ぜひその辺、しっかりと進めていただきたいなと思います。

それで、もう1点だけ聞くんですが、このワークショップ、この議会が終わった後の16日には現地説明会、それから意見交換等が行われるということです。この町長の答弁にも、住民の意見をつぶさに聞き取りながら検討していきたいと言っているわけですが、初回が50人という人数に限ったのはなぜなのか。要は、住民の意見を多く取り入れるのであれば、集める人数を50人に限る必要性はなかったんじゃないかと思うんですが、その辺について、考え方をお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策課長。

○総合政策課長（藤原 淳君） ワークショップする上で、50人というふうに記載はさせていただいてはありましたけれども、別に限った意味で載せたわけではなくて、おおむねの数字というふうに捉えていただければと思います。超えたから断るとかという意味ではございません。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 了解しました。

それからこのワークショップのあり方なんですけど、今後町民の、多くの町民の方のこの鎮魂の森構想に寄せる思いっていうのは大きいと思っております。だからこそ寄附金が多く集まったんだろうというふうに思っております。

なので、ぜひこのワークショップは町全体で行われるような仕組みづくり、これをしてほしいなど。その期間で、予定している期間で終わるのではなくて、当然的に防潮堤の工事が終わらないうちは工事に入れないはずですので、時間は十分にあるので、中身の濃いものにしていくためにも、広く町民の意見を聞き取る必要性があるのかなという

ふうに思うんですが、その辺の考え方、どのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（齋藤正文君） ワークショップにつきましては、これから市民ワークショップを開くということではありますけれども、これまでも子供たちを中心に高校生・中学生・小学生等、いろいろ回らせていただきまして、御意見を聞きまして、ワークショップにつきましても今後開いていく予定ではございますけれども、この集約の仕方につきましては、引き続き検討させていただきたいと考えております。

いずれ基本計画につきましては、期間もありますので、その限られた期間の中でまとめなければいけないということではございますけれども、住民の意見の集約、まとめ方につきましては、引き続き御意見等いただきながら、検討しながらやっていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 最後に1点だけお尋ねいたします。

以前、同僚議員から出た亡くなられた方々の、犠牲となられた方々の名前を刻んだものの設置はできないかという部分であります。このことについては、いろいろ賛否あると思いますが、大槌町としては、この答弁の中では検討していくとしかないんです。町長の答弁では、住民の意見をつぶさにという、それを含めて検討するんだろうと思うんですが、議員が言うっていうのは、それ相応に重い意見ではあったんだろうというふうには私は捉えたので、ここに載せて質問の内容に含ませていただきました。

そのことを踏まえて、今後の大槌町のあり方、鎮魂のあり方とか追悼のあり方について、今後の町の考え方があるのであれば、鎮魂の森を含めてですよ、いろんな形でどう担っていくのか。

当然的に、亡くなった人たちだけではなくて、伝承もそうでしょうし、いろんな意味で、最近では風化ということが叫ばれている中で、風化防止をどうするのかっていうところが重要になってきている中での話ですので、その辺を踏まえた上で、町長の思いがあればお尋ねをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

何度もときあるごとにお話ししてはいますけれども、やはり忘れないということ、そして語っていくこと、そしてやはり備えることもそうなんです、やはり学んでいこうと

いう、そういう姿勢が大事ではないかなと思います。そのためのさまざま鎮魂も含めて、これからの事業の中で考えていきたいと思います。

7年目を迎えております。そういう中において、やはり風化がという部分がありますけれども、町外、町外というよりも町内において、大槌町内において、さまざまな形での風化も進んでいるように思うところがございます。

それも含めて、しっかりと時々にあわせながら、やはり忘れないということ、そして何度も言いますが、やはり語るということ、そして備えていくということ、そして学びということも含めて、この四つのキーワードを含めてですね、亡くなられた方々に対しての鎮魂も含めて、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひこの風化は、どうしても、特にも大槌町は過去の震災においても、他の自治体と比べると、人口比率でいったときに犠牲者の数がもう特段に多いというのは記録としてあるわけですから、二度と同じことを繰り返さないためのことをしっかりとやるべきというふうに私は思っておりますので、ぜひそのようにお願いしたいし、私どもも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（小松則明君） 東梅 守君の質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

あす14日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

大変御苦労さまでございました。

散 会 午後2時12分